



問い合わせをいたしましたが、中国であれば湖北省、浙江省、韓国であれば大邱広域圏といいましたかね、等々の地域に限定をしていたわけありますけれども、それを拡大しないのかという質問を常につけておりまして、それについては、我々、それぞれの情勢を見きわめながら判断することを申し上げてきたわけであります。

したがつて、常にそういう意味での検討といふんでしようか、それはずっとなされてきたものと承知をしております。

ただ、今回の具体的な措置については、きのうの段階で、これは私ども検疫だけではなくて、入管、ビザ、それから国交省の、到着する空港及び、たしか港湾も入っていたと思いますけれども、全体として水際対策の強化を図るということで、検疫については私どものところで具体的な議論を詰めたところであります。

○柚木委員 議論の経過はもちろんそういうことなんでしょうけれども、実際に昨日総理が表明をするということについてはいつ聞かれましたか。それはきのうですか。お答えください。

○加藤国務大臣 むしろ順番としては、検討、決まりたことから総理が表明をしたということでありますから、きのうの段階で今回の具体的な中身を詰めて、そして総理が発表するところまで、概要といいますか大枠については詰められたといふことで、総理が発表されたというふうに承知をしています。

○柚木委員 その発表をするということを、ですから、検討、発表まで正式に、厚生労働大臣は対策の副本部長ですね、確認をしたのはきのうといふことでよろしいですか、それより前なんですか。

○加藤国務大臣 発表といつても、きのうの、最終的には対策本部においてなされたということでありますので、対策本部の日時がどの段階で設定されたかというのはちょっと私は承知をしておりませんけれども、並行して、我々としてはまず具体的な中身を詰めさせていただいたということで

あります。

対策本部で個々何を取り上げるかというのは、直近まで、いろいろなものがありますので、それにおいて、その段階で取りまとめられたものが議論されているというのが基本的な対策本部であります。きのうの段階では、先ほど申し上げたように、これまでる議論をしてきた中において、具体的に水際強化をする、各省でこれこういうことをするという議論をそれぞれ詰めて、それが詰まつたということで総理が発表されたというふうに承知をしております。

当然、その段階においては、きのうの何時でしたかね、ちょっと時間は忘れましたけれども、夕方に対策本部がありますから、その対策本部があることも念頭に置いて作業は進められたものとうふうに思います。

○柚木委員 これはちょっとと濁されるんですけども、ひょっとしたら、きのう夕方、直前に、設定をされるという段階で知ったのか、まさに総理が本部長として表明をされたときに知ったのか、非常に心配なんです。

何でそれを聞くかといいますと、まさに一齊休校を表明される、この突然の、このプロセスにおいても、加藤大臣、菅官房長官、あるいは所管の萩生田文科大臣、何も聞かされていないままに突然政治判断、官邸主導、官邸の中でも一部の総理側近の皆さんがそういう流れをつくって、大混乱も起こっているわけですね。ですから、そのプロセスが非常に重要なと感じています。

○柚木委員 その発表をするということを、これから、検討、発表まで正式に、厚生労働大臣は対策の副本部長ですね、確認をしたのはきのうといふことでよろしいですか、それより前なんですか。

○加藤国務大臣 発表といつても、きのうの、最終的には対策本部においてなされたということでありますので、対策本部の日時がどの段階で設定されたかというのはちょっと私は承知をしておりませんけれども、並行して、我々としてはまず具体的な中身を詰めさせていただいたということで

定、法案提出後に十三日の成立を目指すということをおっしゃっているようですが、成立をするそ

の先に、緊急事態宣言、これをする、しないというのは、もう少し、例えば定量化できるような客観的な要件というものを政令要件の中に明記するなどしての一齊休校とは比にならないぐらいの影響、国民の自由、権利の制限がかかりかねません。現段階として、加藤大臣、対策副本部長でもある中で、緊急事態宣言を出す要件一、二、今、事前にお配りいたしていますが、これを満たしている、あるいは満たし得る状況にあるという御認識でしようか。

○加藤国務大臣 政府の中においてまだ最終的な法案が確定されていませんので、それを私は承認しておりますから、新たな措置に関する法律にしておりませんから、新たな措置に関する法律について、その適用がどうなのかという点について、ちょっと私は申し上げるものは持っております。うふうに承知をしております。

当然、その段階においては、きのうの何時でしたかね、ちょっと時間は忘れましたけれども、夕方に対策本部がありますから、その対策本部があることも念頭に置いて作業は進められたものとうふうに思います。

○柚木委員 これはちょっとと濁されるんですけども、ひょっとしたら、きのう夕方、直前に、設定をされるという段階で知ったのか、まさに総理が本部長として表明をされたときに知ったのか、非常に心配なんです。

何でそれを聞くかといいますと、まさに一齊休校を表明される、この突然の、このプロセスにおいても、加藤大臣、菅官房長官、あるいは所管の萩生田文科大臣、何も聞かされていないままに突然政治判断、官邸主導、官邸の中でも一部の総理側近の皆さんがそういう流れをつくって、大混乱も起こっているわけですね。ですから、そのプロセスが非常に重要なと感じています。

○柚木委員 もちろん適切な運用を図つていただかなければいけないんですねが、そのためには、この法案の中に、そういう具体的な政令要件であつたりあるいは法律の条文の中で、例えば我々野党が提案をしている、事前あるいは事後、もつと言ふと事中ですね、例えば、実際に万が一宣言が出されても、一、二週間の中で国会報告があつて、まさに事前、事中、事後の国会、つまりは国民の関与が担保されなければいけないと思うんですね。

○西村内閣官房副長官 今委員から御指摘ありましたように、緊急事態の要件につきましては、この特措法第三十二条及び特措法施行令第六条における季節性インフルエンザに比して相当程度高いものが国内で発生して、第二の要件として、感染経路が特定できない患者等が確認される等、全国的かつ急速な蔓延により国民生活に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態である、こういう二つの要件に該当する場合に新型インフルエンザ等緊急事態宣言が実施されることとなります。

議員御指摘のように、要件のもうひとつと詳細化というか具体化につきましては、今後発生し得るさまざまな感染症に適切に対応していく必要がありますが、感染症に関する専門家の最新の知見を踏まえて、恣意的な運用が行われないように適切な運用を図つてまいりたいというふうに感じております。

○柚木委員 もちろん適切な運用を図つていただかなければいけないんですねが、そのためには、この法案の中に、そういう具体的な政令要件であつたりあるいは法律の条文の中で、例えれば我々野党が提案をしている、事前あるいは事後、もつと言ふと事中ですね、例えば、実際に万が一宣言が出されても、一、二週間の中で国会報告があつて、まさに事前、事中、事後の国会、つまりは国民の関与が担保されなければいけないと思うんですね。

いう立場もありますから、法案の細かいことは別として伺いたいんですけれども、実は、先ほどの朝の野党合同ヒアリングでは、この要件一、二については現段階では満たしているという認識ではないし、そういうことを言える立場ではないといふうに所管の内閣官房ですら答えるんです。そんな中で、この法案成立後に緊急事態宣言が出される、出されないというような議論が既になされていること自体、国民からしてみれば、一斉休校でも大混乱、今回の中韓の入国制限も、これは非常に、経済的なことも含めて影響が出ますよね。

あらかじめその意見を聞くいとまがないときは、この限りではない。

て、まさに一齊休校同様に、専門家あるいは周囲の関係閣僚の意見すら聞くことなく、独断専行でこの緊急事態宣言がなされ得るのではないか。泣き言ではないが、まことに心配である。

そうした中で、新型インフルエンザ等緊急事態宣言までは、緊急事態宣言、そして緊急事態解除宣言、こうした事前、事後の際に加えて、緊急事態の期間延長や区域を変更するといった事由の際にも、その当該事項を国会に報告するものというふうにされております。

及を控えさせていただきたいと思います。

んな中で、この法案成立後に緊急事態宣言が出来る、出されないというような議論が既になくなっていること自体、国民からしてみれば、一齊体制でも大混乱、今回の中韓の入国制限も、これは常に、経済的なことも含めて影響が出ますよわらかな中でこの緊急事態宣言を出す要件というのは、対策副本部長として、今、要件の説明はりましたよ、慎重な運営をするということはありましたよ、まさに緊急事態宣言を出すことについては現段階では副本部長としてどういう認識か

そこで、そうならないための歯どめについて、具体的に伺います。

これは副長官だと思うんですけども、仮に法案が成立しても、事前、事中、事後の国会関与、つまり国民の皆さんがこの宣言に関与することなくして国民の自由、権利が侵害されないことが担保されないわけでありまして、ぜひ、法案が提出されるまでの間、あるいはその審議過程においてもそういうふうにならぬよう懸念があるから聞いています。

法 な 担 出 入 と の 際にも、その当該事項を国会に報告するものと  
いうふうにされております。

また、事中の際に、新型インフルエンザ等対策  
政府行動計画におきましても、感染症に関する専  
門家の意見を聞くこととしておりまして、恣意的  
な運用が行われないよう政府として適切な運用  
を図つてしまいたいと思っております。

○柚木委員 とすれば、これは確認ですけれど  
も、まさに事前、事中含めて、国会、つまり国民  
の皆さんを我々が代弁させていただいている国会に

とということかわざわざ法律に明記されいで  
ですか。国民の自由、権利への過度の制限  
ですぐ、これは法律上も規定されているんです。  
中で、もちろんいろいろな、それこそイベン  
行つたりライブに行つたりとか、この間問  
なつていましたけれども、そういうことだけ  
なくて、まさに思想、信念、あるいは場合に  
ては報道や言論、表現の自由にもかかわる  
な、そういった集会やイベントについても、  
答弁だと規制がかかつちやうということにな  
る。どうぞよろしく。

○加藤國務大臣 いや、だから、委員は新型インフルエンザ特措法を前提にされているんですけれども、今、内閣において新たな立法を検討されおられる、その中身について私はまだ承知をする立場じゃないので、それを前提にした議論というのは、ちょっと私として難しいことはぜひ御理解いただきたいと思います。

それから、新型インフルエンザ緊急特措法においては、たしか法文上は、本部長が判断するといふふうになっていたというふうに承知をしております。

○柚木委員 まさに本部長である総理が判断する

て、国会の事前、事中、事後の関与を。例えは、事前に科学的根拠といふものを、宣言を仮にすつたら、としたならば、そのプロセスで必ず科学的根拠をもつて、国会へ、有識者じゃないですよ、国会へきつちらんと御報告をいただき、国会の事前承認を得ていなくてはだく。そして、例えば、仮に宣言を出しても、ナニかに附書事項にあるように、恣意的な事態の宣言であつたということが仮に認められるような事態が生じたときには、解除規定、解除要件はあるわけですから、中断規定というか中断条項とか、それは一時的、部分的でも結構ですよ、工事を止めて、時間を持めて、そういうものを事中においても設定をいただく。

において、総理が緊急事態宣言が例えは必要たどり思つたとしても、国会の闘争によつてそれを事前にある意味では発動させない、あるいは発動を宣言され得るという認識でよろしいですか。

○西村内閣官房副長官 最終的には総理が判断されることだと思ひますけれども、委員の御指摘については真摯に受けとめてまいりたいというふうに思つております。

○柚木委員 いや、そうじやなくて、法律の今説明いたいたたてりとして、例えは国民の、今回、宣言がもしされれば、いろいろなイベント、集会等を含めてそれができなくなる、いろいろな制約がかかるつゝで、これは全く力につづいて

○西村内閣官房副長官 今ここで、その判断について具体的にどこまでということは申し上げない状況ではあります。今委員御指摘のようないつた恣意的な状況については、政府として適切に、しっかりと対応してまいります。

○榎木委員 非常に心配ですね。  
けさのヒアリングでも、本当にそういう科根拠が明確に示された上で要件が満たされてが発動するかどうかもわからない、そして、が、まさに緊急を要する場合は専門家等の意聞かずに発動できるような対処方針、十八条规定もある中で、一斉休校、中韓の入国制限強定などによる影響がどうなるかなど、

から心配をしているんです  
実は、その十八条、基本的な対処方針という中に、どういう状況でこの緊急事態宣言がなされるかについて詳細な記述がございます。(ここには)うあるんですね。政府対策本部長は、つまり総理大臣、安倍総理ですね、まず、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聞かなければならない。そして、この後が問題なんですね。ただし、緊急を要する場合で、

そういうことを 事前 事中 事後もどう  
り、事前、事中の国会 つまり国民の関与を規定  
いただくような、そういうた法案を、出すまで  
あるいは出しているプロセスの中でもぜひ検討い  
ただきたいと思いますが、いかがですか。

○西村内閣官房副長官 まず、この新型コロナウ  
イルスの件に関しましては、新型インフルエンザ  
特措法の改正という中では、ともかく早急に対応す  
しなければいけないということで、今回は新型コ  
ロナウイルス感染症に限定した、追加した改正を

い  
定  
す  
命綱が譲られるわけです。これは経済的にもそこ  
ですし、例えば、わかりやすい例でいうと、この  
緊急事態の宣言に反対するような集会が開かれる  
可能性が当然ありますよね。よく国会前、官邸前  
でもあります。仮に緊急事態宣言が出されまし  
た、いや、しかし、そういうふた緊急事態宣言、こ  
れはおかしいじゃないか、恣意的じゃないか、そ  
ういった集会やデモがあつたときに、法律上、そ  
ういつたデモ、集会は規制されちゃうんですか。  
○西村内閣官房副長官 そういうふた恣意的な運用

同じようなことが起きかねないと本当に心配されば、そして、今のように、法案の中に具に、もちろん今の事前、事中の中断、国会闘争重要なのでそれはいいんです、当然です。しかし、国民の自由、権利を侵害しかねない、言表現の自由を制約しかねないようなことが起のであれば、審議には協力しますよ、もちろんしかし、法改正の中身、賛同できませんよ、のような御答弁だと。

ぜひ、実際の法案の中身も、加藤大臣は

あらかじめその意見を聞くいとまがないときは、この限りではない。

法案成立後、そういういとまがなかつたとして、まさに一齊休校同様に、専門家あるいは周囲の関係閣僚の意見すら聞くことなく、独断専行で法律もそつういうたてりになつてゐるじゃないか、という懸念があるから聞いているんです。

そこで、そつうならないための歯どめについて、具体的に伺います。

これは副長官だと思ふんですけども、仮に法案が成立しても、事前、事中、事後の国会関与、つまり国民の皆さんがこの宣言に関与することをして、国民の自由権利が侵害されないことが保証されないわけでありまして、ぜひ、法案が提出されるまでの間、あるいはその審議過程において、国会の事前、事中、事後の関与を、例えば事前に科学的根拠といふものを、宣言を仮にすとしたならば、そのプロセスで必ず科学的根拠を国会へ、有識者じゃないですよ、国会へきつちんと御報告をいただき、国会の事前承認を得ていただく。そして、例えば、仮に宣言を出しても、まさに附帯事項にあるように、恣意的な事態の宣言であつたということが仮に認められるような事態が生じたときには、解除規定、解除要件はありますから、中断規定というか中断条項といふとか、それは一時的、部分的でも結構ですよ、工芑ア、時間を持めて、そういうものを事中においても設定をいただく。

そういったことを、事前、事中、事後はもとより、事前、事中の国会、つまり国民の関与を規定いただくような、そういうた法案を、出すまであるとは出しているプロセスの中でもぜひ検討いただきたいと思いますが、いかがですか。

○西村内閣官房副長官 まず、この新型コロナウイルスの件に関しましては、新型インフルエンザ特措法の改正という中では、ともかく早急に対応しなければいけないということで、今回は新型コロナウイルス感染症に限定した、追加した改正

いうことにしておきます。

そうした中で、新型インフルエンザ等緊急事態につきましては、緊急事態宣言、そして緊急事態解除宣言、こうした事前、事後際に加えて、緊急事態の期間延長や区域を変更するといった事由の際にも、その当該事項を国会に報告するものといたしまして、緊急事態宣言をいたただきたいたいと思います。

また、事中の際に、新型インフルエンザ等対策政府行動計画におきましても、感染症に関する専門家の意見を聞くこととしておりまして、恣意的な運用が行われないように政府として適切な運用を図つてまいりたいと思っております。

○柚木委員 とすれば、これは確認ですけれども、まさに事前、事中含めて、国会、つまり国民の皆さんを我々が代弁させていただいている国会において、総理が緊急事態宣言が例えば必要だと思つたとしても、国会の関与によってそれを事前にある意味では発動させない、あるいは発動を言言されても事中に部分的、一時的にも含めて中断をされ得るという認識でよろしいですか。

○西村内閣官房副長官 最終的には総理が判断されることだと思いますけれども、委員の御指摘については真摯に受けとめてまいりたいというふうに思つております。

○柚木委員いや、そうじやなくて、法律の今説明いたいたたりとして、例えば国民の、今回、宣言がもしされれば、いろいろなイベント、集会等を含めてそれができなくなる、いろいろな制約が課されるわけです。これは経済的にもそうですが、例えば、わかりやすい例でいうと、この緊急事態の宣言に反対するような集会が開かれる可能性が当然ありますよね。よく国会前、官邸前でもあります。仮に緊急事態宣言が出されまして、いや、しかし、そういう緊急事態宣言、これはおかしいじゃないか、恣意的じゃないか、そういう集会やデモがあつたときに、法律上、そういったデモ、集会は規制されちゃうんですね。ういたしたデモ、集会は規制されちゃうんですか。

○西村内閣官房副長官 そういうた意的な運用



対応していますよ。私も学校、学童に行きましたよ。本当に、ソフトも含めて、学童の皆さんに頭が下がりますよ。しかし、結果的に家にいることで、一斉休校の中で学童に来ない人もいっぱいいます、そういう子供さんが感染するようなリスクはぜひ改めていただきたい。今の答弁はその可能性を示唆いただいたものと思いますので、よろしくお願いします。

時間がありませんので、これはぜひ緊急事態宣言については、官房長官も、不必要に人権を制約することのないようにする必要があると。法律にも、国民の自由と権利の制限は必要最小限でなければならない。この不必要にとか必要最小限にとか、これは自民党改憲草案の緊急事態条項とリンクをして懸念をされている国民もたくさんいるわけですから、本当に不必要な人権制限にならないための法案の内容をちゃんと出していただきようにお願いをして、次以降の質問、ちょっと急いでいきたいと思います。

資料にもおこじでおりまちがう事態が対象外になつています。この間の対応で、非正規や自営業の方々には休業補償が、対応ということが今出てきていますが、例えばフリー・ランスの方、十日に第二弾パッケージも出されやに聞いていますが、安倍総理も、そういう方々も含めてちゃんと対象になるようにしたい、声を聞きたいとおっしゃっています。あるいは、一齊休校の影響で自主的に休むケース、これが休業補償の対象外なんですね。あるいは、感染症法上に基づく休み、これも対象外。

そして、私が懸念をするのは、中高生は対象から外されているとする中で、しかし、中高生の年齢であつても、例えば障害のあるお子さんあるいは中高生、こういった方々が、例えば学校だったり福祉施設が休業になると、親御さんが休んでお世話をされなきやいけないケースというのも当然ある中で、そういった方々もぜひ対象にしていた

だきたい。

そういうことを、三点今具体的に例示をしましたので、十日の第二弾パッケージの中にも含めていたくとも含めて、ぜひ対象にしていただくようにお願いをしたんですが、事前通告をしていますので、お願いします。

いので、まず、フリーランスに関してでありますけれども、これについては、長官も会見で言つておりますように、総理が自分で決断した以上、万全の対応をとる決意である、こうした話をしております。可能な限りの対応といふのはしっかりとやりたいなどということを長官は申し上げておりますし、我々もそういうふた想いで考えていかなければいけないとふうに思つております。ただ、それが具体的にどういう形になるかというの、今やつたものがそのまままるのか、そうでないのか、これはいろいろな検討をさせていただかなければいけないと思つております。

それから、障害のある方としておりまして、特別支援学校に行っておられる方は高校まで明らかに対象ということは明確にさせていただいております。ただ、今おっしゃるように、例えば通級しているとか、あるいは、障害があるけれども普通の学級というんですか、そういうところに通っている方もいらっしゃるという……。(柚木委員「福祉施設」と呼ぶ)いやいや、まず学校に行っている方もいらっしゃると思います。

それから一方で、福祉施設ということで、まことに、そちらがどこまでやるかという議論、それから福祉施設もどこまで対象になるのかというあたり、この辺については今鋭意詰めさせていただきているところであります。

○柚木委員 ゼひ、それぞれよろしくお願ひします。

ですから、マスクについても伺います。

医療機関あるいは介護施設、もう既に、日本ク

ラフトユニオンの調査によれば、介護施設、高齢

者の方の感染リスク、致死率も高い、そういう中で、高齢の方に対して感染させないためのマスクを職員の方がつけるだけじゃなくて、職員さんも感染すると、これはどんどんどんどんほかの高齢者さんにも行ってしまします。三割がもうない、あるいは今後一週間以内になくなる施設も大変多い。

そういう中で、今回、国民生活安定緊急措置法でさまざまな対応がなされていますが、これは、例えば省庁に七百四十三万枚あるというお話を含めて、省庁にも残していただきなきやいけませんが、後で補充していただくとして、ぜひ、医療機関に加えて、高齢者施設、介護施設などへも優先的なマスクの支給をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣　高齢者施設等向けマスク等、あるいは衛生用品については、都道府県や市町村の衛生部局と介護、保健部局が連携して、各自治体で不足しているマスク等のニーズを把握した上で、自治体内で保有しているマスク等を不足していふる直後から薦めます。今までも、二月二

する旅館等介護事業所に拿出するより、二月二十日付で依頼を行つたところであります。

また、医療用マスクについては、マスクの需給状況も踏まえて、在庫の不足する医療機関に対し優先的に供給するスキームを既につくつていてるんですけども、介護施設等についても、そういうひつたスキームの構築に向けて、今、関係者との調整を図つているところであります。

それから、昨日總理からも発言がありましたが、何度も再利用可能な布製マスク、これは二千万枚を今お願いをしておりますので、これを国が一括して購入し、介護施設や障害者施設、保育所、今般の学校休業に伴う学童保育などの現場に、自治体等の協力も得ながら、十分な量を配付していきたいというふうに思つております。

○**柚木委員** 終わりますが、最後に、委員長に一  
きよう、実は、朝出していただくはずだった資  
つも願いです。

料が出てこなかつたんです。それは、実は、新型

コロナウイルスを新感染症ではなくて指定感染症に指定することになった経緯を、これは二月一日に決めて、その前段、二十八日ですか、政令公布というふうな話がきょうあつたんですが、その前段に、当然、内閣法制局、場合によつては特措法の所管である内閣官房などと、これは黒川検事長のときもそつだつたんですけども、事前に

○盛山委員長 次に、白石洋一君。  
○白石委員 立国社の白石洋一です。  
まず第一の質問は、新型コロナウイルス対策として、少なくとも二週間又は三月中の中国からの全面入国禁止をするべきじゃないか。これは二日前に通告して、昨晩進展があったようですけれども、確認したい事実や数字がありますので、そのまま質問させていただきます。  
お手元の配付資料で、中国と日本との往来の状況の確認をしたいということで、国交省の方が持っているデータというのは便数だけですということでした。これは、三月に入つてから一週間で、往復ベースで日本と中国との往来というのは二百三十六・五ある。ですから、我々が普通に知っている便数ということでいえば、これの倍になるわけですね。四百七十便ぐらい中国との往来があつた。さらには、香港やマカオでも、あるいは台湾でもあるということです。  
お願ひしているのは、人數ベースでの直近の往思つているわけです。  
今回の指定感染症に指定をした経緯、これがどういう形で、ちゃんとプロセスにのつとつてなされたのかどうなのか、これについて、書類を文書で出していただくように、これをぜひ理事会で協議をお願いいたします。  
○盛山委員長 後刻、理事会で協議いたします。  
○柚木委員 以上で終わります。ありがとうございます。  
議をお願いいたします。

来、特に中国から日本にどれだけ入ってきているのか、教えてください。

○石岡政府参考人 お答え申し上げます。

中国人の入国者数ということでお答えさせていただきます。

令和二年一月における中国人の入国者数は、速報値で八十八万八千五百五十八人でございます。

令和二年二月の入国者数、これは概数でございますが、約十一万人程度となつております。そして、令和二年三月一日から三月四日までの四日間でございますが、この入国者数につきまして、これも概数ではございますが、四千人を下回る程度となつております。

○白石委員 一月、八十八万人、そして二月が十万人、この四日間で四千人と、相当な数の中国の方が入ってきている。その中には、入国禁止をしておられる武漢市のある湖北省や、あるいは浙江省が、この二月以降は入っていないということですが、それでも相当入つてきていると思うんですね。

それで、この次の、配付資料二ページ目でけれども、WHOの毎日発表している状況報告、簡単にこれは見られるんですけども、相当な方が累積、そして、現在、一日当たりの罹患者者がおられるということ。そして、その次のページでけれども、これはバイドウという中国の検索機関のホームページのことですけれども、下の地図は、累積、つまり、治った方や死亡者も含むと。これは、色があれですかね、真っ赤なんですね。そして、直近の罹患者の数でいつても、この上の地図、四川や広東、山東、そして北京、こういったところは色が濃くなっているわけです。

そういふたことを考えてみると、非常に日本は危険にさらされている、あるいはいたなというふうに思うんですけれども、そこで、厚労省に質問です。感染経路調査をされているということなんですねけれども、現在、湖北省や浙江省以外の中国地域から新型コロナウイルスがもたらされたと考えられるケースというのはどれぐらいあるので

しょうか。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

三月三日の十八時時点整理したものでござりますが、PCR検査で陽性だった者が二百六十九名いるのでございますが、今先生御指摘がありま

したように、湖北省それから浙江省以外の者とい

うことは、ちょっと、めくつて調べた結果では確

認できていらないという状況でございます。

しかしながら、中国及び韓国で感染者が引き続

き増加しているという状況でございますので、

しっかりと水際対策をやつていかなければならぬ

というふうに考えております。

○白石委員 短期的には非常にインパクトがあるかもしませんけれども、長い目で見れば、全面

入国禁止をして水際対策をしっかりとする、遅きに

とか、早いとか、今は言いませんので、とにかくそれをやつて、その方が感染を抑えることができ

る。国民の生命、健康を守る。そして、事業、ビ

ジネスについても長い目で見ればその方が得策で

あると考えます。

それで、厚労大臣、昨晩政府対策本部で決定された入国禁止の措置の背景、そして今後について御所見をいただけますでしようか。

○加藤国務大臣 きょうの閣議で、政府として、

中国又は韓国から来航する航空機又は船舶に搭乗し、乗船した者であつて、隔離や停留をされない

者については、検疫所長が指定する場所において

十四日間待機し、国内において公共交通機関を使

用しないこと、これは要請ということであります

けれども、しないということにさせていただきま

した。

具体的には、先ほど申し上げましたように、現

在でも中国、韓国においては感染者が増加をして

いる、そして、国民の皆さんもこうした状況に対

するいろいろな不安を持つておられることが確か

にあります。そして、国内においては、この一、

二週間が非常に大事ということで、イベントの自

粛、あるいは学校の休業等々、いろいろなことも

お願いをしている。そういうことを総合的に勘

案して、政府全体として水際対策を強化するといふことで、私どもだけではなくて、入管の対応、外務省のビザの対応、国交省における入港、要するに着陸できる空港の制限、こういったことを一連のパッケージとして水際対策の強化をとらせていただいた、こういうことがあります。

○白石委員 ただ、一週間の隔離施設での待機といふのがどういう意味を持つのかとか、疑問はあるんですけども、引き続きこれはフォローさせ

ていただきます。

次の質問ですけれども、これだけ、学校、小中高の全国での休業ということになりました。その後、どこまでこれが続くのかということを考える

わけですね。今、当面ということなんですけれども、春休みの期間が過ぎて、その後どうなるのか。春休みを過ぎても終息していない、おさまつてないということであれば、いわゆる始業期を過ぎても休業、休校を続けるということもあると思ふんです。

ですから、私は、これを機に、日本の学校の入

学や新学期の月を、受験期の、新型コロナウイルス、あるいは、いつもある風邪だとインフルエンザの発生、あるいは、雪の激しい地域だと、たまたま雪が降つて受験地に行けないというよう

な不公平があると思うんですけども、そういうことを減らして、国際標準の九月の入学に対することを検討したらいいんじゃないかなというふうに思ふんです。

それで、文科省にお伺いするんですけれども、九月入学制度に移行することについての問題点、何が障害になるとお考えになりますでしょうか。

○佐々木(さ)大臣政務官 先生から御質問いただきました日本の中等教育段階の学校の入学時期につきましては、学校教育法施行規則第五十九条に定めがございまして、「小学校の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。」このようにござります。そして、これが中学校、高等

学校等に準用されているところであります。

そして、入学時期の見直しにつきましては、先

生御指摘の国際標準という観点も含めてさまざま

な御意見があるということを承知しておりますけれども、現在の制度は我が国に社会的、文化的に

深く根づいているという点、また、民間企業の活動ですとか地方行政、こういった国民生活全体に与える影響の大きさ、このことを考えますと、さまざまな観点からの慎重な検討をしていくという

ことが重要ではないかというふうに認識をしております。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

我々は感染症発生動向調査というのを行つておりますが、全国約五千力所の定点医療機関からの

報告のインフルエンザの状況でございます。

十代につきましては、直近の二〇一九年では年

間で三十八万件というふうになつてござります

が、そのうち、週で二つありますので、第一週

から第十三週が一月から三月になりますが、この

時期が三十八万件のうち二十六万件といふうになつております。

また、例年の傾向といたしまして、十代の患者というのは全体の患者の約二割を占めるということで、先ほどと重なりますが、患者の発生のピークというのは一月の下旬から二月上旬になつていて、そういう状況でございます。

○白石委員 二十六万人が一月、二月に集中して

いるということです。

受験を迎えない学年もありますけれども、大学

受験、高校受験はこれからあります。そして、人によつては中学受験。こういったことを考えれば、九月に移行する、これが国際標準でもあります。

○白石委員 二十六万人が一月、二月に集中して

いるという状況でございます。

イルス感染拡大の防止対策につきましては、休校の実施等を通じまして全力を尽くしていくということが重要であるというふうに思つております。

○白石委員 社会的に与える影響ということなんですか。でも、実は、明治三十三年までは九月だつたらしいんですね。つまり、それまではそれでやつていた。その後、四月からになつてはいるということですから、日本でやつてやれないことはないというふうに思つます。これから新型コロナがどうなるかわかりませんけれども、休校をずっと続けるということであれば、これを機に、九月入学というふうに制度を変える一つの転機として考えればいいんじゃないかということを提案させていただきます。

次の質問ですけれども、新型コロナに関連してですけれども、先日政府が、新型コロナじやなくて、インフルエンザの治療薬であるアビガン、ファビラビルというものが効くんじやないかとうことで、これの臨床研究を始めますという発表がされて、かなり、これは中国でも効くというようなことも伝えられていて、期待されているんですけれども、今このアビガンの状況といふのはどうなつていますでしょうか。

○吉田政府参考人 お答えいたしました。

御指摘いただきましたアビガンにつきましては、現在、厚生労働科学研究班におきまして、この二月下旬より、いわゆる観察研究として行つております。

この研究は、重篤化を防止するという観点から、対象の患者さんについては、おおむね五十歳以上、また、基礎疾患のある患者さんであつて、低酸素血症を呈し、酸素投与が必要になった方ということで、薬剤を投与して行つてあるところです。

○白石委員 中間報告でどういうふうになりますか。見通しを教えてください。

○吉田政府参考人 お答えいたしました。

現在、研究を始めさせていただいておりますけれども、見通しということで申し上げれば、研究

の結果を判断するには、一定数の患者さんに抗インフル薬を投与して、その効果を評価するといふことが必要でございます。

○白石委員 社会的に与える影響ということなんですか。でも、実は、明治三十三年までは九月だつたらしいんですね。つまり、それまではそれでやつていた。その後、四月からになつてはいるということですから、日本でやつてやれないことはないというふうに思つます。これから新型コロナがどうなるかわかりませんけれども、休校をずっと続けるということであれば、これを機に、九月入学というふうに制度を変える一つの転機として考えればいいんじゃないかということを提案させていただきます。

具体的には、学会において示されております〇VID-19に対する抗インフル薬による治療の考え方というに基づきますと、十日から十四日程度抗ウイルス薬を投与するといふことがます必要であるありますとか、あるいは、この観察研究の性格上、投与対象となります症例がある程度一度蓄積した上でそれを評価することが必要といたしますので、この研究班には非常に精力的に進めていただいておりますけれども、現時点で、今後の見通し、あるいは結果について申し上げるのは少し困難な状況でございます。

○白石委員 一つのトラックのことについて教えていただきました。

もう一つのトラックは、藤田医科大学が研究を始めるといふようなことも伝えられていますけれども、こちらの状況はどうでしようか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

藤田医科大学病院におきましては、国立研究開発法人の日本医療研究開発機構、いわゆるAMEDでございますが、この委託研究班として、脳症あるいは無症状の患者さんを対象としたアビガンの有効性の検証を目的とした臨床研究法に基づく特定臨床研究という位置づけを持つて、この三月二日から研究を始めていただいているといふふうな状態でござります。

○白石委員 これは非常に、これだけ関心が高まっておりまして、通常の薬の扱い以上に、今どうなつていて、中間報告でいいですから、発信の方をよろしくお願いしたいと思います。

○坂口政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの夜間勤務の実態でございますが、一つのデータとしまして、深夜に労働している方の割合のデータといふものがございますが、平成二十四年の労働者健康状況調査といふものでござります。これによりますと、過去六ヶ月間を平均いたしまして、一月当たり四回以上、午後十時から午前五時までの時間帯に一部でも業務に従事したと回答された労働者の割合が二一・八%であったというデータがござります。

○白石委員 二割の方が夜間勤務。その中でも、やはり集中しているところもあると思うんです。例えば物づくりのところであるとか、あるいは医療、介護のところもあると思うんですけども、これは、違反している状況とか、そういうたたきの仕方もあると思うんですけども、そのあたりはいかがでしようか。

○坂口政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど委員の方から御指摘ございましたように、労働者の割合が多いというのは、先ほどもありましたような製造業であつたり、あるいは運輸業であつたり医療関係といふことでござりますが、深夜労働に限つた割増し賃金の関係についての集計はございません。

平成三十年におきまして、労働基準監督署の監督指導の結果、全産業において時間外又は休日労働、深夜労働に対する割増し賃金の支払いに関する違反が認められた件数が二万九百八十七件といふことでございます。

○白石委員 相当な件数、二万九百といふことであります。

先ほどおつやつた労働者健康状況調査といふことは平成二十四年といふことで、相当古いと思います。ですから、最近どうなつてているんだ、最近特に人手不足、夜間勤務をする扱い手がないといふわけですね。この数字は今まで調査したことはありますでしょうか。

○坂口政府参考人 お答え申し上げます。

夜間勤務の今申し上げましたような健康の関係についてといふことでございまして、その関係につきましては、海外の研究において、その可能性を肯定するものと否定するものが見られるという状況でございます。

現在、厚生労働省におきまして、交代制勤務、夜勤と発がん性について、関連する文献の収集、あるいは国際がん研究機関の評価結果を踏まえました海外の対応状況について情報収集を行つてゐるところでございます。現時点で明確な知見があるわけではございませんけれども、引き続き、情報収集ということをしっかりと継続してまいりたいと思います。

それから、過労死等の防止のための対策に関する大綱といふものの中で、過労死等の実態の解明のために深夜労働等の関連性を分析していく必要があります。あるといふものが記載されてございます。私どもとしましては、この大綱を踏まえて調査研究をしっかりと実施してまいりたいと思います。

それから、割増し賃金の違反件数の実態については、先ほど申し上げたとおりでございます。

○白石委員 國際がん研究機関によるものがあるとしましては、この大綱を踏まえて調査研究をして、先ほど申し上げたとおりでございます。

○白石委員 といふことなんですか。けれどもぜひ、過労死の原因、がんといふよりも、体がきついといふことが一番訴えられているので、その関係、体がきつい



集中的に、絞つてお話をしたいと思います。

冒頭、昨日、コロナウイルス対策本部が開催されまして、中韓への入国制限の強化という方針が打ち出されたことに関しましては、私もずっと以前からこれを強化すべきだという立場でしたから、この決断をぜひ支持したいと思います。少し遅くなつたなという印象はあります、これはぜひとも進めていただきたいというふうに思いました。

昨日、与野党首会談がありまして、その際には六つの項目にわたる維新からの提言をお出しさせていただきまして、その中で、一つ目には、入国制限の強化をぜひやってほしいということを盛り込ませていただきましたし、また、二つ目には、医療崩壊の阻止のために、具体的に医療用マスク等の供給についてもお願いを申し上げました。

その点、きょう通告させていただいている点とも重なつてくるんですが、これも、具体的に方針を示していただきいたことにまずは感謝を申し上げたいと思います。 入国制限については、これからステージがさまざま変わるもので、中国が都市封鎖を徐々に解除していく、経済的な活動を再開させるステージに入つてきつある、これがどのような状況になつてくるかわからないという中で、通常時は二万人ぐらいおりましたが、よくよく見てみると、直近の情報で、今私も把握しているところでいいますと、日本からの入国等を禁止又は制限をしている国が二十二ヵ国、日本からの入国後行動制限をしている国が五十三ヵ国、日本への渡航制限を発表している国は三十七ヵ国。これは、ここ数日の公式情報でございます。

WHOからの名指しで、危険地域である、憂慮があるというような名指しの国に入りましたことから、非常に、世界各国で日本が危機的状況にあるんじゃないかという行き過ぎたミスリードも起

限をこの時期にやるというのは、私は、少し遅いけれども、ぜひ支持したいというふうに思います。

それでは、質問に入りたいと思います。

まず一点目は、先ほどありました、特にマスクにかかる、医療崩壊を防ぐ施策についてお聞きしたいと思います。

大規模病院等の防護服や医療用マスクの不足が現実化しております。実際に私の地元の大坂でも国立病院で医療用マスクが足りないという声が実際に上がっておりまして、これは非常に厳しい問題です。自治体レベルでも一般用のマスクも備蓄量がさまですから、多くあるところとももう枯渇しつつあるというところが、自治体のそもそも備蓄量の対応によってさまざまあります。

医療施設、介護施設に先行して放出してくださいとされている自治体も出てきております。

ここで質問させていただきたいのは、現状、特に国立病院なんかは直営ですから、実際に、現場で不足したものがどうのうにしてアラートが上がり、どのように把握しているのかというのがまず一つ。それから、昨夜発表されましたマスクの対策、具体的にこの不足に対する手を打つていくのか。お聞かせいただけたらと思います。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

まず、御質問の前段、現状把握ということでござります。

これにつきましても、今御質問ございましたよ

うに、一つには、各都道府県に対してその備蓄量を、医療用、あるいは一般用という形、その他防護服という形で御報告をいただいて、そして全国の状況を把握する。また、それぞれ医療機関において追逼した場合につきましては、その都道府県を通じて全体として、その備蓄量を全国で調整し、特に優先する医療機関、都道府県に対して供給するというスキームを先週から始めましたので、その御要請を通じて、医療機関からの御報告をもって、現状についての把握をさせていただい

ているところでございます。

そういう取組をもちまして、今、国立病院、国立病院機構病院などの話につきましても御報告をいただと同時に、特に感染症指定医療機関などにつきましては注視しながら、今その調整をさせていただいております。

一方で、昨日の対策本部を踏まえた今後の取組といましましては、これまで、医療用マスクにつきましてはメーカーに対する増産要請をしてお

ります。加えて、今申しました、都道府県あるいは医療機関等の要請に基づく形での、医療用マスクの優先供給という仕組みを動かしてまいりま

す。さらに、国として、国産メーカー増産要請、海外輸入の拡大も図りまして、千五百万枚の確保をし、自治体などを経由して必要な医療機関に優先配付できるよう、今調整を進めているところでございます。

○藤田委員 ありがとうございます。

きのうの総理からの発表で、かなり具体的なところまで踏み込んで、政府の方で海外からの調達も含めてやつていただけるという方針を出されましたので、これは支持したいと思います。

ただ、現場でいいますと、在庫の量を見ながら、もうこれは三日もたないんじやないか、あと

は、事務員さんなんかを使い始めるとかいうよう

なことが起こって、かなり不安があつたわけ

です。ですから、やはり先手先手で安心を提供する

ということをぜひやついただきたいというふうに思います。

それから、休業補償についてお聞きしたいと思

います。

今、学校が休校になりましたが、保育園、学童

又は放課後デイといったところはそのまま開いておりまして、ここがいわゆる受皿になつて、かな

り負担がかかっているというのがございます。

例えば、これは大阪でも出たんですが、保育園の保育士が感染すると、保育士の同僚、それから

お子さんはもちろんですかども、その保護者という関係者まで行動制限がかかつてしまう、

そうなると経済活動にも支障を来すし、家計にも支障を来すということがあります。加えて、雇われている人、雇用されている人は雇調金でカバーされるというところが先行して進んでおります

が、フリーランス、自営業等は非常に厳しいということの中で、例えば、これの範囲を少し広げる必要があります。 例えば、この範囲を少しあげる

ことがあります。

例えば、今ちょっと直近がどうなつてているのか確認していないですが、保育園、幼稚園で、実際に感染者が出たわけでもなく、いわゆる自主休園、自主休校した場合の保護者等も休業範囲に含めるべきだというふうに考えますが、これはどうなつておりますでしょうか。

○藤澤政府参考人 お答え申し上げます。

今おっしゃいました、今回創設をすることとしております助成措置でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために、総理が全国の全ての小学校等について臨時休業の要請を行つたことを踏まえて行うものでございます。

御指摘の保育園等の休園の場合ですが、これは、市区町村と御相談の上で判断していただくものと考えておりますけれども、一方で、おつしやいましたような場合であつても、保護者が休業する必要があるという状況は同様であると考えられますので、助成の対象とする方向で考えていくべきだと思います。

○藤田委員 考えていきたいということで、今現時点では対象外という認識でよろしいですか。

○藤澤政府参考人 全体の詳細な要件を、どうい

う対象にするかも含めて現在検討中でございます

ので、おつしやつたような点は助成の対象とする

方向で考えてまいりたいと存じます。

○藤田委員 大臣、いかがですか。

○加藤国務大臣 基本的な枠組みをお示しをして

おりまして、個々の適用がどうなるかということ

は、今一つ詰めさせていただいているところでは局長から答弁をさせていただいたところであ





先ほども言つたように、中国においては防護の不足とか疲労ということですが、先ほども言つたように、感染防護のあり方も大事であります。今後更に長期化することが否定できない、医師始め医療関係者の身体的また精神的疲労も危惧されます。感染症対策にかかる方々の安全を守るのが大前提ということで、そういう観点でまた質問していきたいと思います。

医療崩壊を招かないよう十分注意はされて対応していると思うんですが、医療従事者の安全を守る観点、今も言つたように、医療従事者に蔓延してしまったらもうどうにもならないという状況の中から、二月十八日に厚労省が受診・相談の目安を示しました。発熱や風邪症状がある方、また、学校、仕事を休んで自宅待機四日以上、又は強いだるさ、息苦しさがある場合を目安にしておるということですが、今の時期は幸いインフルエンザはそれほど流行しておりませんが、風邪症候群等々が一定程度流行するこの時期、新型コロナウイルス感染症の不安が拡大している状況で、四日間自宅で我慢はやはり無理がある。

厚生労働省は、オンライン診療について、かかりつけ医から一定程度同じお薬を出されている方については条件を緩和しておるようですが、そういつた自宅で待機している方、いわゆる熱がある方、こういう状況の中で、適切な対症療法薬の処方も私は可能にしていくべきだと。时限的でも構わないで、四日間、三十七度五分以下であります。が熱がある方に適切な対症療法薬が処方できるような、オンライン診療の適用の拡大を検討するべきだと考えますが、大臣の見解をいただきたいと思います。

○加藤国務大臣 まず、目安のことになりますけれども、新型コロナウイルスに関しては、風邪症状や三十七・五度以上の発熱が四日以上続く方等々ということではあります。なお現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときは通常と同様にかかりつけ医に相談をして

くださいということで、別にそちらをこれによつて封じ込めてはいるわけではないということを御理解いただきたいというふうに思います。

その中において、現在拡大をさせていただいているのは、高齢者、基礎疾患有する者については、極力医療機関に足を運んで受診しなくてよい継続的な診療、服薬については、通常のオンライン診療では必要な診療計画が作成されていない場合であつても、医師の判断で電話等による診療、処方箋の発行等ができるということにしておるところであります。

また、これは保険診療の外ではありますけれども、いろいろな医療相談あるいは経過観察、受診の勧奨についてオンラインにおいて実施をするということは、これは今でも可能とされているところであります。

さらに、委員の御指摘は、例えば初診であつても、いろいろな医療相談あるいは経過観察などはそれほど流行していませんが、風邪症候群等々が一定程度流行するこの時期、新型コロナウイルス感染症の不安が拡大している状況の中から、二月十八日に厚労省が受診・相談の目安を示しました。発熱や風邪症状がある方、また、学校、仕事を休んで自宅待機四日以上、又は強いだるさ、息苦しさがある場合を目安にしておるということですが、今の時期は幸いインフルエンザはそれほど流行していませんが、風邪症候群等々が一定程度流行するこの時期、新型コロナウイルス感染症の不安が拡大している状況で、四

日間自宅で我慢はやはり無理がある。

厚生労働省は、オンライン診療について、かかりつけ医から一定程度同じお薬を出されている方については条件を緩和しておるようですが、そういつた自宅で待機している方、いわゆる熱がある方、こういう状況の中で、適切な対症療法薬の処方も私は可能にしていくべきだと。时限的でも構

わないで、四日間、三十七度五分以下であります。が熱がある方に適切な対症療法薬が処方できるような、オンライン診療の適用の拡大を検討するべきだと考えますが、大臣の見解をいただきたいと思います。

○中島委員 ぜひ検討していただきたいと思っています。

○中島委員 ぜひ検討していただきたいと思います。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

このPCR検査につきましては、本人の御希望の有無ということではなくて、医師が必要と判断した方が確実に検査を受けられるようになります。

私が、要するに、これは、先ほど来言つているよう

に、医療従事者の危険も防止する、また一方で、

病院に来ず、四日間待機しろといつても、例え

セルフメディケーションで、市販薬でサイトカイ

ンストームの問題があつたりする中で、正確にや

る方は来てくださいという対応をいわゆるオンラインでする、ただただ我慢してくださいといふのでは大変無理があるということの意味でございます。それで、ぜひ検討を加えていただきたいと思います。

そして、今、かかりつけ医と言いましたが、もちろん、かかりつけ医がいる方はその方に対応をお願い、要するに指示をしていただければいいんですが、この我が国に、本当にそうやつて責任を持つて、かかりつけ医を持っている方が一体どんくらいいるのか。この医療体制については、やはり我が国は、諸外国に比べてすぐれている点も今回のことでのあります。一方では諸外国に比べてプライマリーケアをふんだんから重視している状況はないといふことも、今回、かかりつけ医とたびたび出てきますが、そのかかりつけ医が対応するケースがどのくらいあるのか、そういうことから、今、オンラインで、初診も暫定的かもしれないけれども拡大していくべきだというふうに理解をしていただきたいと思います。

続けて、本日から新型コロナウイルス検査が保険適用となりましたと言つたらいいんでしょうか。私は、前提として、ウイルス検査の保険適用には慎重な立場でございます。

その上で質問したいと思いますが、端的にお尋ねをいたします。今回、ウイルス検査が保険適用となることで患者さんの行動、医師の対応など、具体的に何が変わるとか、どういった対応を具体的に求めていくのか、お示しいただきたいと思います。

私は、先ほど外来もやつていて、これが一月、二月、三月と外来をやつていて、これも多くの、これは地域差があると思います。北海道、東京、神奈川と比較して山梨県は、私は地元が山梨ですが、まだ一人の感染者も出ておりません。患者さんは、この時期ですと感冒症状、発熱で受診する方、恐らく私の感覚以上に、三割から四割少ないと思います。それぐらい患者さんは冷静に受けとめていて、受診行動をとつていま

す。

でも、きょうから保険適用になると、多くの国民の皆さん、これは近くの病院でも診療所でも検査してもらえるんかいと。そして、医療従事者の方も、一体、きょうから保険適用になつたけれども、きのうの通知で保健所から来ておりますが、大きく何が変わるんだと。こういう状況なんです。

これまで、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方につきましては、まず、帰国者・接触者センターや御相談いただいて受診を勧められた際に、勧められた帰国者・接触者外来を受診して

いただくこととしておりまして、PCR検査の否は帰国者・接触者外来の医師が判断し、保健所と相談の上、行政検査として実施していただこうございますが、今般、医療保険を適用することによりまして、帰国者・接触者外来から、保健所でござりますが、今般、医療保険を適用することによりまして、この検査機関の検査能力も大幅に増強されるものというふうに考えております。

○中島委員 検査体制が大幅にされることを期待するということだと思います。

さきのうの参議院の予算委員会でも、総理が、いよいよ希望する方、医師が総合的に判断した人は全てが受けられる体制という状況を生み出すことから、加藤大臣は、そういう体制を進めていくたために、このようないふうな趣旨で、やはり、総理と大臣の今回の保険適用について、現実問題と理想問題というものが私はちょっとかけ離れてるんじやないかと。

○中島委員 検査体制が大幅にされることを期待するということだと思います。

さきのうの参議院の予算委員会でも、総理が、いよいよ希望する方、医師が総合的に判断した人は全てが受けられる体制という状況を生み出すことから、加藤大臣は、そういう体制を進めています。

そこで、私は、前提として、ウイルス検査の保険適用には慎重な立場でございます。

いますが。それを今回保険適用にすることで、しつかりとしたインフルエンザをしないと、逆に混乱を招く可能性がある。ぜひ、このインフルエンザは明確に、總理が言うことと大臣が言うことが全く意味合いが違うように捉えられるようなことでは、患者さん側も医療従事者の方も混乱します。

ぜひ、大臣、きょうから保険適用ですから、大事なのは、検査が必要な方が受けられる体制です。保険適用にすることではないんです。そのことを十分理解をおられると思いますが、ぜひ明確なインフルエンザをお願いしたいと思いますが、大臣。

(委員長退席、富岡委員長代理着席)

○加藤國務大臣 委員の御指摘は大変大事な点だと思いますふうに思います。

今回のPCR検査を保険適用にするからといって、これまでの新型コロナウイルスの疑いのある人の流れが変わらなければ、あるいは体制を変えるわけではなく、現時点、これは現時点とちょっとフェーズが変わりますけれども、現時点においては、基本的には、まず、疑いがある方は外出を控えていただく、これは大前提。その上で、四日、二日の話はありますけれども、そして、その地域の帰国者・接触者相談支援センターに電話をしていただき、そこから帰国者・接触者外来を紹介をいただき、そこで診断を受け、そして、その医師の判断によってPCR検査が必要であればPCRに回していただくということになります。

したがって、その先において、これまでその医師の方が判断、必要だと言つても、保健所を介さなきやいけなかつたので、保健所でどうも違ひやないかということがあつた。いわば一種のボトルネックがあつたので、それを外すということにおいて、国会でも保険適用にすべきじやないかという御議論があり、我々もいろいろ調整させていただく中で、直接民間の検査機関等へ流す

ことができる、こういうこと、まさにそこの、これまでやや滞りがあつたところがスムーズになつていくということであつて、それ以前の段階といふのが変わるものではありません。先ほどあつた医師である中島先生御承知のとおり、拭うというのは非常にスクの高い作業でありますから、どこでも誰でもやれるわけではありません。先ほどあつた、医師のみずからが感染するリスク、場合によつては、そのこの場所に違う患者さんが入つて逆に感染を拡大するリスクというのもありますから、その辺がしっかりと対応できる。こうした施設においてやられることを当然前提としております。

また、よく、かかりつけ医に行ってもと言われますけれども、我々は、かかりつけ医の方々であつても、そういうふうに思つてますけれども、そういうふうに思つてますから、施設をちゃんとつくつて、まさに帰国者・接触者外来としてやつていただけるのであれば、それは別に積極的に、それをむしろ促しているわけで、むしろ外来をふやしていくたいと我々は思つていますから、その道をまた閉ざしているわけでもないということをこの機会に申し上げたいと思います。

(富岡委員長代理退席、委員長着席)

○中島委員 私は、今の段階でということ、今まで、四日、二日の話はありますけれども、そして、その地域の帰国者・接触者相談支援センターに電話をしていただき、そこから帰国者・接触者外来を紹介をいただき、そこで診断を受け、そして、その医師の判断によってPCR検査が必要であればPCRに回していただくということになります。

したがつて、その先において、これまでその医師の方が判断、必要だと言つても、保健所を介さなきやいけなかつたので、保健所でどうも違ひやないかということがあつた。いわば一種のボトルネックがあつたので、それを外すということにおいて、国会でも保険適用にすべきじやないかという御議論があり、我々もいろいろ調整させていただく中で、直接民間の検査機関等へ流す結果が出た。

これも今後の対応に非常に重要なつてくると

思うんですが、今回の新型コロナウイルス感染症、いわゆる再感染のリスクがあるのか、それとも免疫がもともと獲得できないタイプなのか、免疫が獲得できても持続をしないものなのか。これによってワクチンの効果も限定的になる可能性がありますし、中国当局ともぜひ症例を検討して、今は大阪の四十代の方が再感染なのか再発なのかかも含めて早急に調査する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

まさに今先生御指摘がありましたところはこのウイルスの特徴を考える上で大変重要な点だとうふうに考えておりまして、専門家も含めて、大阪府と一緒に調査を進めていこうということでお答え申します。

(富岡委員長代理退席、委員長着席)

○中島委員 時間がないのであれなんですが、いいですか、これは大変重要なところだと思うんですよ。もし再発なら、人の封じ込めを安全に解除する時期の見きわめも変わってきます。そして、免疫が獲得できないということならワクチンは意味がありません、持続がどのくらいのかも含めて。

これは今後の対応で一番大事になつてくるところだと思いますから、ちょっと今の答弁では真剣味が感じられない。大臣、いかがですか。

○加藤國務大臣

当初、たしか四川省の成都でそういう事案があつて、それからもう一個中国では、ういう報告があり、我が国でも。ただ、大阪の方は、ちょうど基準がちょっと変わつたときなものですから、ちょっとそこがどうかという判定がありますけれども、いわゆる一度陰性で退院された

次に、時間がありませんが、重度化のリスクの高い高齢者の方についてですが、もう影響が一定程度出てきています。特にデイサービスとか通所系が休止をする。この理由は入所系と共用部分が多いということで、入所者の方々への影響を避けるために通所系が休止をしておるという事例が北海道の深川市等でも出ております。

○中島委員 繰り返しませんが、これは早急に調査して、今後の対応、一番重要な点になつてくるために通所系が休止をしておるという事例が北

海道の深川市等でも出ております。

学校の休校に対しては休業補償というのが出ていますが、通所系に行けなくなると、やはり、介護離職ゼロではないですが、介護しなければいけなくて仕事を休まなきやいけない方が出でてくると思います。介護を理由に、今回の新型コロナウイルスの感染症の影響で、ふだん通所系の施設に行つている方が行けなくなり、そして休業しなければならない方、この休業補償を政府として検討されておりますでしょうか。

○藤澤政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねのような点でございますが、家族の介護を行われる労働者の方が仕事と介護を両立できるよう、育児・介護休業法で介護休業制度が設けられております。

これは、対象家族お一人当たり九十三日までの休業を三回まで分割して取得をすることが可能となつておりますし、また、一定の要件を満たした場合には介護休業給付金が支給される、そういう

仕組みがございます。

さらに、育児・介護休業法では、介護休業のほかにも、所定外労働の免除であつたり、あるいは所定労働時間の短縮措置等の制度もございますので、そういうものを組み合せながら働き続けられるようにしていただければと考えております。

○中島委員 もう時間がないので、また次回質問しますが、介護施設は今ぎりぎりなんですよ。特に入所系の方。ふだんでさえ、例えば百人入所の、入所系ですよ、数人は熱発しています。そういう状況の中で一たび発生をしてしまつたらどう綱渡りの状況、それでやむなく通所系を休止するといふことは、今後も私は対応としてふえてくると思います。先ほど雇用保険の話をしましたが、今回の新型コロナウイルスの影響で休業する方については休校の保護者と同様の対応を求めるといふふうに思います。

時間がありませんので、最後に、新型コロナウイルス感染症も非常に重要なんですが、私の地元で、サービスつき高齢者向け住宅、いわゆるサ高住、これは国土交通省、国交省共管で二〇一一年に制度化されたものであります、国交省が住宅建設補助、融資をやっておりますが、資料の一枚目にござりますように、安倍政権の一億総活躍社会実現のための新三本の矢、介護離職ゼロを達成するため、サ高住については、当時の一億総活躍担当初代大臣が加藤大臣ですから、サ高住をふやしていくという政策をとられた、その結果、二枚目の資料にもあるとおり、爆發的に増大しておるということです。

資料の三枚目をおめくりいただきたいと思うんですけど、これは私の地元山梨の地元紙で報道されたものです。【新日本通産七施設の廃業届】といふふうになつておりますが、具体的には、昨年の七月から十二月、数ヶ月の間に、同じ運営会社、新日本通産という会社が運営する、新日本通産はサブリース業者ですが、一二施設が廃業届を出した。これだけでも大変異例な状況なんですが、も

う時間がありませんので、結論から言います。

これは、私、おやつと思つて、資料の四枚目、時系列別に、この新日本通産が運営していた施設、そして青で塗つてあるところが昨年廃業届を出した施設です。端的に言います。スマートデイズのかばちゃんの馬車事件、スルガ銀行の不正融資という問題がありました、これは端的に、サ高住版のかばちゃんの馬車と言える状況です。

きょうはもう時間がありませんので、指摘だけして、また後日質問したいと思いますが、オーナーさんたちはどういう勧誘のされ方をしておるかというと、国策であるサ高住増設、更には社会貢献。被害に遭つているのは全て御高齢の方です。御自身も介護が必要になつたら入れますよ、こういう状況で、今現在、十数の方方が何億円もの負債を抱えて立ち行かなくなっています。

これは、今現在厚生労働大臣でもあり、当時の一億総活躍初代の担当大臣として、これは国交委員会で赤羽大臣にも御指摘をして、調査をすると言つておられますので、ぜひ、また詳細について質問を終わります。ありがとうございました。

○盛山委員長 この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として厚生労働省大臣官房公文書監理官小林洋子君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○盛山委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○岡本(あ)委員 立国社の岡本あき子君です。質問の機会をいただきまして、委員長並びに理事の皆さん、ありがとうございます。お答え申し上げます。

確保に万全を期す、新型コロナウイルス対策についてを一番にうたわる、あらゆる事態を想定して万全を期していくと強い決意を述べられました。私たち立国社では、予算案の組み替えの動議も提出させていただきました。しかし、その強い決意とは裏腹に、予算説明には一言もございませんでした。非常に残念でなりません。

そして、安倍総理による突然の一斉休校の要請。さきの参議院の予算委員会では、一方で、不規則発言として、安倍総理は、前から一斉休校について言つていないとやじを飛ばされたように画面上では見受けられました。

また、P.C.R.検査のニーズに応えると言つておきながら、応えるかのようない期待を持たせておきながら、現実は体制を整えるだけ。社会経済を大混乱に巻き込んでおいて、視点をそらせるかのように今さらの入国の条件づけなど、後手後手の対応と、こまかすための突然の発表の連続になつてゐるのはないでしょうか。副本部長である加藤大臣には、根拠ある判断と冷静な決断の補佐をしていただきたいということを冒頭申し上げたいと思います。

まず、コロナウイルス対策について伺います。改めて亡くなられた方々に哀悼の意を表すとともに、罹患されている方々の一日も早い回復を願っております。

まず、一斉休校ですが、安倍総理は一斉休校と言つていいとやじを飛ばされたようなんですが、一斉休校を求めてはいらないということです。いひんでしょうか。これは副本部長としてお答えいただけるのか、もし文科の方でいらっしゃつていただけるのか、お答えいただけるか、お願ひします。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。今回の一斉臨時休業の要請は、今がまさに新型コロナウイルスの感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、多くの子供たちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクをあらかじめ抑える観点か

ら、全ての国公私立の小中高等学校、特別支援学校、高等専修学校の設置者に臨時休業の実施を要請したものでございます。

なお、臨時休業の期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者において判断していただくことを妨げるものではございません。

○岡本(あ)委員 今の答弁、重要だと思います。安倍総理は、ここ一、二週間が大事なんだと再三おっしゃつております。発言をした時点から、休校をお願いしている時点からいきますと、二週間といえば三月十四日になります。その後をどうするかというのは、地方自治体により、あるいは教育委員会によって、一つの判断があつてしまふべきなんだと思います。決してそこを強制するようなことがないようについてことを申し上げさせていただきます。

子供にとつての混乱についても伺わせていただきます。学年末、また人生の節目でもある卒業や入学も、もしかしたらという、この大事な時期に突然の幕切れを強いられております。特に、東北、被災地の中学校三年生の卒業生、この子たちは、九年前の三・一のときに、まさに幼稚園、保育所の卒園、それから小学校の入学を迎える時期の年齢でございました。卒業の機会をこのときも失つたり、また、入学式すらまともな状況で迎えることができなかつた子もいます。そして、義務教育の終わりを混乱の中で今過ござるを得ないこの不運について、思いが至らないわけがありません。

学習の未達の不安や、友との別れや、先生との時間を使つた子たちへ、改めてケアというのを重視するべきではないでしょうか。お答えください。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

今回の臨時休業に当たりましては、新型コロナウイルスの感染症の拡大を防止するためのやむを得ない措置であるという趣旨を児童生徒に理解さ

せるとともに、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導することを、現在、各教育委員会に通知しているところです。

また、これに伴い、今委員御指摘のとおり、さまざまな課題が出てまいります。児童生徒の学習においてが生じることのないよう、各委員会等に対し、学校及び児童生徒の実態等を踏まえ、可能な限り家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じるよう依頼することも、文部科学省としても、臨時休業期間中における児童生徒の学習の支援方策の一つとして、児童生徒及び保護者が自宅等で活用できる教材や動画等を紹介する学習支援コンテンツポータルサイト、通称子供の学び応援サイトを三月二日に開設したところでございました。

また、加えて、これは生徒指導の観点でございますが、ICTを活用した健康観察や、警察と連携した見守り体制の強化、各自治体や学校等においてさまざまな工夫、もちろん卒業式等においてもさまざまな工夫がなされたものと承知しており、そうした取組をわかりやすく紹介するための事例をまとめた資料を本日中に公表したいというふうに考えておりまして、引き続き、政府方針、全体方針のもと、関係自治体と連携し、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、円滑な臨時休業の実施に努めてまいりたいと考えております。

○岡本(あ)委員 今、動画の配信やアプリの紹介もございました。これは、自宅で見られる環境がなければ、そもそもそういう学習支援ソフトを活用することもできません。本来、情報化は格差を是正する効果があるべきだと思いますが、今の時点では、学習ソフトを見られる、見られない、それで格差を広げる懸念はありませんでしたよ。

あわせて、補正予算でGIGAスクール構想の予算がついております。Wi-Fi、LTEを今後選んでいくという話もございますが、同じように家庭に通信環境がない場合、格差につながること

も心配です。格差をなくすための配慮というのはあるのか、もう一度お答えください。

○矢野政府参考人 お答えを申し上げます。

家庭におけるICTの整備状況について、文部科学省として網羅的に行っている調査はございませんが、二〇一八年に十五歳の高校生を対象に抽出で行われましたOEC-D生徒の学習到達度調査によると、これはノートパソコンでございますが、自宅にある生徒の割合は、OEC-D平均の八三・八%に対して、日本は六七・七%、約七〇%ととなっております。これは、総務省の平成三十年度の調査でも家庭におけるパソコンの割合が大体七〇%ぐらいですので、大体これぐらいの水準であろうかと思います。

我々としましては、先ほど先生から御指摘がありましたが、ICTを活用した健康観察や、警察と連携した見守り体制の強化、各自治体や学校等においてさまざまな工夫、もちろん卒業式等においてもさまざまな工夫がなされたものと承知しておりますが、ICTを活用した健

康観察や、警察と連携した見守り体制の強化、各自治体や学校等においてさまざまな工夫がなされたものと承知しておりますが、ICTを活用した健

康観察や、警察と連携した見守り体制の強化、各自治体や学校等においてさまざまな工夫がなされたものと承知しておりますが、ICTを活用した健

学校の状況に応じて、もちろんでございます。あるいは、もう一回きちんと卒業式とか、みんなで集まってしっかりと祝いをし合う、短時間であればいいよというものを認めるところも出てくる可能性もありますので、ぜひ柔軟なしかし安全に配慮した学校の運営というところに取り組んでいだきたいと思います。

○鎌田政府参考人 お答えいたしました。

休校措置で、お母さんが大変なことになつてあります。女性の方ばかりがインタビューを受けているという報道が連日行われております。私からすると、お父さんが休むことを全然想定されていないことをとても残念に感じているところでございましたとおり、やはり格差を拡大しないという観点は非常に重要だと考えておりまして、児童生徒の学習における問題等を踏まえ、可能な限り家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるよう依頼しているところ

でございまして、学校及び児童生徒の実態を踏まえた適切な教材が紙とかで提供されているところ

でございます。

○鎌田政府参考人 お答えいたしました。

このような状況を踏ままして、総務省などとも連携をして、国の機関や各自治体に対しまして、公共調達に係る契約を結ぶ全ての中企業、小規模事業者との契約におきまして、契約の着実な履行はもとより、年度末の納期、工期の変更や予定期格の見直しなど、実情に応じて柔軟な対応を行うように三月三日付で要請したところでございました。

その上で、先ほども御答弁申し上げましたけれども、自宅等で活用できる教材等を紹介したポータルサイト、これはもちろんICTだけではなくて、テレビとか紙媒体、そういうもので活用できるような中身を含んでおりますが、臨時休業期間に対応した教育番組を特別に編成しているNHKと連携して、テレビで放送されている教育番組表を紹介するなど、ICT環境によらない場合においても自宅等の学習活動が充実するよう促してまいりたいと考えております。

○岡本(あ)委員 よろしくお願いします。

学校と取引があることは、今メニューにある中企業、小規模事業者に対する官公需における配慮という対象になるんでしょうか。ここはまだメニューにはないですが、損失救済のメニューも用

意することはできないでしょうか。お答えください。

○鎌田政府参考人 お答えいたしました。

二点御質問をいたいたと認識しております。

まず、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、インバウンドの減少やサプライチェーンへの影響に加えまして、学校等の臨時休業などにより、さまざまな分野の中小企業、小規模事業者に影響が及ぶ可能性があるというふうに認識をしております。

このような状況を踏ままして、総務省などとも連携をして、国の機関や各自治体に対しまして、公共調達に係る契約を結ぶ全ての中企業、小規模事業者との契約におきまして、契約の着実な履行はもとより、年度末の納期、工期の変更や予定期格の見直しなど、実情に応じて柔軟な対応を行うように三月三日付で要請したところでございました。

○鎌田政府参考人 お答えいたしました。

また、小規模事業者の方の収入減少の関係でござりますけれども、経済産業省といたしましては、小規模事業者の皆様の経済活動に非常に大きな影響が発生し、収入が得られないこともあります。そこで、今経営が困難な中小零細企業、日々額全額は払えないけれども九千円だったら払えるよとか、一万円だったらとりあえずつけるよ、そういう企業も努力として認めるべきだと思いますので、ぜひ拡大を、先ほどいろいろな方面で考えられるような御答弁をいただきましたので、この点もぜひ御検討いただきたいと思います。済みません、御答弁は割愛させていただきます。

そして、休校に伴って、学校と取引をしている事業者にも打撃が起きています。給食の牛乳や食事はもちろん卒業式のためのお花屋さん、あるいは写真屋さん、大学が卒業式を中止することでも、レンタルのはかま、着物屋さんもダメージを受けています。

学校と取引があることは、今メニューにある中企業、小規模事業者に対する官公需における配慮という対象になるんでしょうか。ここはまだメニューにはないですが、損失救済のメニューも用

りを確保できるように万全を期することとしているところでございます。

まずは、第一弾の緊急対応策で措置された資金繰り支援を活用し、こうした個人事業主の皆様にしっかりと、柔軟に、できるだけの支援を差し上げていくことが重要と考えておりますが、同時に、引き続き実態を丁寧に把握をしつつ、どのような措置が必要かについても検討を行っていくということとしております。

○岡本(あ)委員 今現在あるのは、やはり新たな借金をする際の有利な条件を示すメニューしかございません。学校が発注する業務として官公需という配慮がないのか、そのことを求めさせていたいと思いますし、学校が発注するはずだったという、発注者の責任というところもぜひ御配慮いただきたいと思います。これは要望とさせていただきます。

○岡本(あ)委員 続きまして、PCR検査の促進のための法案も既に提出をしております。ぜひ審議に入っていただきたいと思います。

私たち、PCR検査が進んでいないと言われて、加藤大臣は「ボトルネックがどこにあるのか、目詰まりがどこにあるのか調査をするとおっしゃっていました。

私は、ちょっと資料一に、自分の、私自身がつくった流れだったのでちょっと見えにくいと思いますが、行政のところを見ていたら、患者さんが帰国者・接触者相談センターに電話をする、私はここで保健所の判断の有無があるんじゃないのかと思ってるんですけど、必要があれば接触者外来で診察をする、そのときに、検査が必要であれば、保健所の検査の要否判断があつて、地方衛生研究所で検査をする、それで陽性、陰性を判断する。今までの答弁を聞いておりますと、接触者外来で診察をした後、保健所の検査の要否の判断、こ

こで保健所が、とまつているんじやないかと思われるような答弁を何回かお聞きをしております。

それから、もう一つ一緒にお答えください。資料三の二の検査の流れのところで、医師が総合的に判断した結果、これは接触者外来までたんでもかわらずとおっしゃっています。この医師というのはどなたを指しているのか。接触者外来の医師を指しているのか、かかりつけ医を指しているのか、全て指しているのか、その点も一緒にお答えいただきたいと思います。

○加藤国務大臣 幾つか、どこにネットがあるのかという中で、お示しをいただいた図からすると、この帰国者・接触者相談センターから外来につないでもらえないというものもありました。こ

れに対しては、これはちゃんとつないでくれということの周知を図っているところであります。それから、今御指摘の、保健所の検査の要否の判断でひつかかっているということで、これは医師会に調べていただいたら、まだ一部でありますたけれども、たしか三十ぐらいですか、を超えるそうした事例が出てきてるということで、これも個別に、医師の判断ということで、それを尊重するようなどうかと申します。

医師は誰かということについては、まさにここにあります帰国者・接触者外来で診察をされた医師が総合的に判断をしていたら、まだ一つありますけれども、たしか三十ぐらいですか、を超えるそうした事例が出てきてるということで、これも個別に、医師の判断ということで、それを尊重するようなどうかと申します。

私は、ちょっとお話を聞きましたが、帰国者・接触者相談センターというのは主に保健所に設置されているということをございますが、その保健所に設置されているこのセンターというものと、それから、今の検査の流れの中で、接触者外来から問い合わせて、PCR検査の流れの中でできるかどうか聞くという、保健所とは違う意味合いで、場所は同じですけれども、違う意味合いで使われているふうに理解しております。

○岡本(あ)委員 相談センターで、これもちょっと私との調査ですので、確実かどうかかれども、調査をした状況でいくと、相談センターに電話をしたのに対して、実際に外来につながれていくのが二%程度になっています。もちろん問合せとかそういうものもありますので、このうち本当に自分の症状を有して相談している人がどのぐらいいあるのかというのは今後しっかりと精度を高めな

かかわらずという御答弁だったと思います。ちょっとときよう資料を配付できなかつたんですけれども、資料三の二を「ごらんください」。医師が

府県別に調査を行つております。接触者外来で都道府県別に調査を行つております。接觸者外来で診査をした件数に対しても実際に検査を行われた件数といいますと、ほとんど接觸者外来に来ていました。ただつながれば、ほぼ検査の対象になつていて思われます。都道府県によつては、四十七都道府県の検査を受ける、数同士ですので、確かにイレギュラーなケースはあると思いますが、接觸者外来に検査を受けた件数よりも検査を見つけています。私が、これが一番問題なのでは

更に実態を見つけてみたいと思います。

私は、一番問題なのは、相談センターに電話をしても、あなたは対象外ですと断られる、それが多いのではないかと。一応、通知では、この相談センターを保健所に設置しなさい、保健所が直でやるかどうかは別として、保健所で設置をすることになつてたかと思うんですが、これは間違いございませんか。

○富善政府参考人 お答え申し上げます。

委員からお話を聞きましたが、帰国者・接觸者相談センターというのは主に保健所に設置されています。そこを周知はしてくださいますが、この

三の一のところに、更に緩和をして積極的に検査につないでいたんです。もうそんなのは検査しなきやいけないのが当たり前くらいの状態にまでなつていなければ検査できなかつたのを緩和していただいて、それでも、入院を要する肺炎が

もともとでいくと、注の一を見ていただけばわざ検査につないでいたんです。もうそんなのは検査しないやいけないのが当たり前くらいの状態にまでなつていなければ検査できなかつたのを緩和していただいて、それでも、入院を要する肺炎が

疑われる状態になつて初めて検査なんですね。基礎疾患とか高齢者は加味されました。私は、四日以上、呼吸器が苦しくなつていていうことを周知はしてくださいますが、このワーンステージのハードルがあると思うんですね。

三十九度、四十度出したら、それこそインフルエンザを疑つて、こつちに来るよりもまずかかりつけ医に相談をした方がいいと思うんですが、一つは、入院を要する肺炎が疑われるというこのハードルが高いのか、いやいややはり有症者をしつかり、中重症者を診るためににはこのハードルは下げられないんだと思われているのか、この点をお答えください。

○富善政府参考人 お答え申し上げます。

先生の今御指摘がありましたところは、まさに接觸者外来とか現場のお医者さんが判断して行政検査を頼もうというときの基準というふうに理解しております。ここもすぐ重症でなければい

りの相談センターで、あなたは対象外ですと言われることなんだと思います。

先ほど資料三の二を「ごらんください」。医師が総合的に判断した結果、これは接觸者外来までたんでもかわらずとおっしゃっています。それ以前の情報ですと、電話をすると、地域縛りはなくなりました、ただ

一方で、熱が続いて、呼吸器症状があつて、かつ入院を要する肺炎が疑われた人が検査につながります。入院を要する肺炎の状態になつて初めて検査になつています。私が、これが一番問題なのでは

ないかと思っています。

もともとでいくと、注の一を見ていただけばわかるとおり、従前は集中治療をする状態であれば検査につないでいたんです。もうそんなのは検

査しなきやいけないのが当たり前くらいの状態にまでなつていなければ検査できなかつたのを緩和していただいて、それでも、入院を要する肺炎が疑われる状態になつて初めて検査なんですね。

三の一のところに、更に緩和をして積極的に検査につないでいたんです。もうそんなのは検査しなきやいけないのが当たり前くらいの状態にまでなつていなければ検査できなかつたのを緩和していただいて、それでも、入院を要する肺炎が疑われる状態になつて初めて検査なんですね。

基礎疾患とか高齢者は加味されました。私は、四日以上、呼吸器が苦しくなつていていうことを周知はしてくださいますが、このワーンステージのハードルがあると思うんですね。

三十九度、四十度出したら、それこそインフルエンザを疑つて、こつちに来るよりもまずかかりつけ医に相談をした方がいいと思うんですが、一つは、入院を要する肺炎が疑われるというこのハードルが高いのか、いやいややはり有症者をしつかり、中重症者を診るためににはこのハードルは下げられないんだと思われているのか、この点をお答えください。

○富善政府参考人 お答え申し上げます。

先生の今御指摘がありましたところは、まさに接觸者外来とか現場のお医者さんが判断して行政検査を頼もうというときの基準というふうに理解

けない」ということではなくて、普通に入院を要する肺炎、また、それ以外に、三ボツ目になりますが、総合的に判断した結果、検査を受けるよう�이 것입니다。資料三の二も、改めて出した通知も、同じような考え方の流れでございます。それとは別に、一般的の国民の方がセンターの方に問い合わせて、そこから外来に行くかという流れのところは、まさに受診の目安ということでお示させていただきまして、要するに「すごくアバウトに言いますと、普通の風邪よりもすごく長い」というときには、普通の風邪ということではなくて、ちょっと心配してセンターに相談してください。

その前段階として、普通、今の時期ですとインフルエンザとかの方がはやっていますから、そういうようななときにはまずインフルエンザでかかりつけ医にかかることもありますといふことも受診の目安で書かせていただいておりますので、そういう流れの中でセンターに相談して、国民の方は

外来的方につながるといふことで、このお示しいたいた資料とちょっと観点が違うところがあるのかなというふうに受けとめさせていただきましたが、そういう状況でございます。

○岡本(あ)委員 私、この相談センターの相談を受けた方の目安も、同じような目安でまだ見えていました。相談センターのところにも保健所

がありますので、コールセンターで電話に出ていける方だけじゃなく、スーパーバイザーでドクター

の診断を、そこでジャッジしてもらうこともあると思いますが、検査の受診につなげるところに

ないという事実があるのでないか。これが、私たち会派で見た上で、コールセンターのうちの二

%しか外来につながっていない、こういうことにもうなり得ているんじやないかと思います。

相談センターで、やはりリスクコミュニケーションというのも大変重要なだと思います。私から

呼吸引器がずっと異常が続いている苦しいんだといふことであれば積極的に外来につなげてほしいですしせれのところは、まさに受診の目安ということでお示させていただきます。

一方で、きのう熱が出て今苦しいんだと言われても、きのうのきょうでは、多分、このPCR検査、今検査しても反応が出ない可能性もあります。余りに熱があれば、あるいは本当に耐えられ

ないぐらい苦しければ別ですよ。耐えられるはするけれども、いや、きのうから調子が悪いんだといふ御相談については、やはり潜伏期間があるんだ

と、放置をするのじやなくて、安静にして見ていたい。ただことが重要なんだという説明をしっかりと相手に納得してもらいうリスクコミュニケーションといふことは非常に重要なんだと思います。ちょうどここ

が、残念ながら、あなたは対象外ですといふ言葉に振り回されている感がいたしますので、ぜひ

そこは徹底をしていただきたいと思います。

○岡本(あ)委員 接触者外来、登録でいくと八百四十四、既にあると思います。ただ、これが全部動いているわけではないと思います。一日十件受けて、全部一齊に開くべきかどうかというのは、それぞれの判断だと思いますけれども、容量としてはあるんだと思います。それに、かかりつけ医は、非常に重要なんだと思いません。ちょうどここが、残念ながら、も今後ふえていくこともあります。それに、かかりつけ医

倍増理は、必要だと思った国民のニーズに応えて

いくかのよくなコメントを出されました。加藤大臣、是正をされていますけれども、今回、保険適用になつて、必要な人が検査を受けられるといふことの目的といふのはどこにあるのかを改めて御

説明ください。

○加藤国務大臣 これは当然、保険適用ですか

ら、診療のために必要な検査ということになります。その判断は、先ほど申し上げた、医師が総合

的研究所と伺わせていただきましたが、陽性の人があるかもしれませんといふ前提なので、一人患者さん

を診たら全部着がえて、新しいものに取りかえて、この防護服で対応していますといふ話です。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

まさに今のよくな体制をとれるところを帰國者・接触者外来といふことでお願いさせていただ

りつけ医を排除しているわけではなくて、かかり

つか医の中でも、そうした施設を整備していただきたい

いて、体制をつくっていただきたいで対応したいといふことがあります。

○岡本(あ)委員 この基準を変えないとひうこと

であれば、一つの診療所での診察は、十件やつたあたりも大したものだと私は思います。件数が伸びない

伸びないではなくて、一つはもうちょっと診察の

対象者をふやしていいんじゃないかと思いつつ、もう一つ、都道府県によつて違うような実態も思つていますし、この帰国者・接触者外来をふや

していくことは、これまで、とりあえず八百というものは一つのめどで申し上げたので、八百

百といふことは、これまで、とりえず八百

百といふことになります。

○岡本(あ)委員 大臣、ぜひこれは法的に位置づけるべきだと思います。機能強化も求めておきながら、そして今回、こんなに二十四時間働いても

らつてゐるにもかかわらず、法的位置づけがなくして、設置しなくてもいい、そういうような扱いになつてゐるということについてはぜひ御検討をお願いしたいと思います。一言いただいて終わりたいたいと思います。

○加藤国務大臣 基本的に、地方衛生研究所はまさに地方がそれつくつておられるということなので、これはなかなか国だけで一方的にこうするああるといふことはできないといふに思つております。

また地方の声もよく聞かせていただきながら、また、地衛研、今、私どももPCR能力を上げるために、現在PCR検査をやつている地衛研の約半分ぐらいは更に新たに機器を購入して、それに我々は補助を出していますけれども、そういうた連携もとつていかなければなりません。

したがつて、今回、なかなか、地衛研含めて我が国の特に公的部門の検査能力が余り上がつてこなかつたということも含めて、いろいろな意味において考えていかなければいけないことは、私はあります。ただ、一概に国がこうだと決めつけるのは、やはり国と地方との関係があるのでは、そこはしっかりと留意しながら考へていかなけばいけないと思ひます。

○岡本(あ)委員 済みません、時間は終わりになりますが、一方で機能を強化しろという通知を出しておきながら求められないということは非常に本末転倒だと思いますので、ぜひ今後もここは注視していきたいと思います。

以上で終わります。

○盛山委員長 次に、宮本徹君。

○宮本委員 日本共産党の宮本徹です。

新型コロナウイルス対策についてお伺いします。

予算委員会で、保険証が手元にない方について短期保険証を届けてくれというお話をしました。資格証明書をもつて短期保険証とみなすという通知は出していただきましたけれども、資格証明書を発行していない自治体もあるわけですね。短期

保険証を窓口にとめ置いたままにしているという電話でございますので、そういう自治体に対して改めて、短期保険証を保険証が手元にない方に届けていただくという措置をちゃんと通知として出していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 お尋ねの短期保険証は、保険料を滞納している方に対し、通常よりも有効期間の短い被保険者証を交付することによって、市町村において納付相談等の機会を確保することを目指しております。

これまで、速やかに被保険者の手元に届くようにして、長期のため置きは望ましくないこと、交付においては、市町村から電話連絡等を実施することとで、速やかに被保険者の手元に届くようになります。

これまで、二十一年に通知を発しただけではなく、昨年夏にも全都道府県に説明会で周知したところでもありますので、引き続き、必要に応じ、適切な運用に向けての周知を図つていただきたいといふふうに思つております。

○宮本委員 資格証明書をもつて短期保険証とみなすという通知の趣旨は、窓口に納付相談に来たら、そこで感染拡大が起きる可能性があるという通知を長期においてとめ置くななどいう通知は確かに思ひますよ。私たちが全部調べてやれといふよ。

○宮本委員 ジャ、全部個別に対応していただこうであります。我々がつかんでいるものは厚労省にやつていただきますけれども、その方がよほど厚労省の手間も大変になるということを申し上げておきたいといふふうに思ひます。

それから、これも予算委員会でお話しさせていたたきました。しかし、この間の感染のケース、報道されているものを見ますと、残念ながら、感

染拡大をもたらすことになるということを書いてあります。

○宮本委員 それと同時に、厚労省の出している通知には、納付の相談で窓口に来たら、そこが感染拡大をもたらすことになるということを書いてあります。

○加藤国務大臣 ではから、届けるといふふうに思ひます。私たちが全部調べてやれといふふうに思ひますよ。私たちが全部調べてやれといふふうに思ひます。

○宮本委員 ジャ、全部個別に対応していただこうであります。我々がつかんでいるものは厚労省にやつていただきますけれども、その方がよほど厚労省の手間も大変になるということを申し上げておきたいといふふうに思ひます。

それから、これも予算委員会でお話しさせていたたきました。しかし、この間の感染のケース、報道されているものを見ますと、残念ながら、感

染拡大防止といふふうに思ひます。

○宮本委員 ですけれども、国保の場合、特に市町村の国保の場合は傷病手当の制度そのものがな

るわけですね。ないわけですよ。それは大臣も御存じですよね。市町村の国保の傷病手当の制度。どうするんですか。しかも、傷病手当にしても全額が補償されるわけじゃないわけじゃないですか。

私は、学校の一斉休校に伴つて、それは政府が

お願いしたからその分は八千三百三十円までは賃金助成しますよと一方でつくりながら、感染がもつと疑われる方に休んでもらうということに対する対応としてちゃんと補償がされない、だから休めないという現状は、即刻政治の責任で打開しなきやいけないと思いますよ。そうしないと、本当に感染拡大防止にならないと思いますよ。

○濱谷政府参考人 国保についてお答え申し上げます。

国保につきましては、市町村が条例で定めるこによりまして傷病手当金を支給できる、いわば任意給付となっております。今回のコロナ感染症に関しては、自治体の状況もよく確認した上で、どのような対応が可能か検討してまいりたいというふうに考えております。

○宮本委員 自治体で傷病手当を国保で出しているところは、残念ながら一つもないわけですよ。法律上はできる規定はあるかもわからないですがれども、実際はどこも持つていてないですよ、横並びで。今のお話では、至急市町村につくれといふんですか。市町村で今から条例を改正しないといふんですが、とても間に合わないじゃないですか。

だから、私は、国の責任で学校の一斉休校でこれだけの措置をとるんだしたら、感染拡大防止でもつと重視しなきやいけないところにちゃんと手当しなきやいけないと思いますよ。どうぞ、大臣。

○加藤国務大臣 今の仕組みの中では、確かに委員御指摘のように、国保は任意で、そうした事例を持つていているところはないというふうに承知しております。

ただ、そこは任意という仕組みでありますから、そういうところを含めて、どんな措置が可能なのか、これは私どもだけで決められる話ではありません、もちろん市町村とか地方公共団体の声もしっかりと承りながら考えていかきやいけない

と思っています。

○宮本委員 ですから、そういうことをやつていると時間がかかるいくわけです。当然それは今まで働き続けるということになってしまふわけ後の問題としては大いに考えていただけたらと思います。

○濱谷政府参考人

国保についてお答え申し上げます。

国保につきましては、市町村が条例で定めるこによりまして傷病手当金を支給できる、いわば任意給付となっております。今回のコロナ感染症に関しては、自治体の状況もよく確認した上で、どのような対応が可能か検討してまいりたいというふうに考えております。

○宮本委員 自治体で傷病手当を国保で出しているところは、残念ながら一つもないわけですよ。法律上はできる規定はあるかもわからないですがれども、実際はどこも持つていてないですよ、横並びで。今のお話では、至急市町村につくれといふんですか。市町村で今から条例を改正しないといふんですが、とても間に合わないじゃないですか。

だから、私は、国の責任で学校の一斉休校でこれだけの措置をとるんだしたら、感染拡大防止でもつと重視しなきやいけないところにちゃんと手当しなきやいけないと思いますよ。どうぞ、大臣。

○加藤国務大臣 今の仕組みの中では、確かに委員御指摘のように、国保は任意で、そうした事例を持つているところはないというふうに承知をしております。

ただ、そこは任意という仕組みでありますから、そういうところを含めて、どんな措置が可能なのか、これは私どもだけで決められる話ではありません、もちろん市町村とか地方公共団体の声もしっかりと承りながら考えていかきやいけない

度なわけですよ。そうすると、感染拡大防止といふ点でいえば、収入がなきや困る人は体調が悪くても働き続けるということになってしまふわけですね。そこは真剣に考えていただきたいというこ

とを申し上げます。 次に行きますけれども、四月から就職が内定している高校生が内定を取り消されたという事態が起きております。私は、今回、そういう事態がもっとどんどん広がりかねないなという心配を受けるような経済状況だと思っています。

○加藤国務大臣 まず、一斉休校は、国から要請をして、それにのつとつているということで、総理からも、しっかりと対応ということと、基本的な考え方は既にお示しをし、今詳細を詰めさせていただいているということであります。

それから、今子供を学校に通わせている親御さんの話はそういうことでありますけれども、一方で、新型コロナウイルス等々について疑いがある我々の方からも、できる限り外出は控えていただきたいたい、家で療養していただきたいということは申し上げているところであります。

こうした措置については、先ほど申し上げた、一般の方については傷病手当という仕組み等々があるわけであります。それが国保に加入されている方には今のところ任意であるということは先ほど説明させていただいたとおりでありますので、こういった国保における制度をどう活用していくのか、いけないのかも含めて、それぞれの地方公共団体ともよく相談をしながら進めていきたいと思っております。

○宮本委員 国保の傷病手当の話だけじゃないと思いつますので、いずれにしても、傷病手当の制度

しっかり届くやり方でやらないと、これは町工場の話なんですね、私が聞いている話は、経済団体のトップに言つたから、それですと伝わるよう

な話じやないんですよ。そこはしっかりとやつていただきたいというふうに思います。

それから、一律休校に伴う収入減少に対しても、イベントの自粛要請とか塾の自粛要請は、雇用関係にある人は賃金助成、あと、フリーランスについても官房長官は何か考えると言つてはもしかしたらコロナかもわからないと思つて休んでもらう人に対して同じ満額のものが出来ないということが私は理解ができないんですね。こちらの方がある意味優先してやらなきやいけない話だったと私は思いますよ、全国の一斉休校なんかよりも。そうしないと本当に感染拡大防止にならないと思いますので、そこは国保の問題以外も含めてちよと検討してくださいよ、大臣。

○宮本委員 まず、一斉休校は、国から要請をして、それにのつとつているということで、総理からも、しっかりと対応ということと、基本的な考え方は既にお示しをし、今詳細を詰めさせていただいているということであります。

それから、今子供を学校に通わせている親御さんの話はそういうことでありますけれども、一方で、新型コロナウイルス等々について疑いがある我々の方からも、できる限り外出は控えていただきたいたい、家で療養していただきたいということは申し上げているところであります。

こうした措置については、先ほど申し上げた、

一九

ざいます。

フリーランスや個人事業主の方の状況はさまざまあると考えられます。収入が減少して暮らしが厳しい状況にある方については、今般の状況に鑑みますと、何らかの支援が必要と考えております。収入が減少するフリーランスや個人事業主の方に対する支援についても対応を検討しているところでございますが、早急に結論を得たいと考えています。

なお、先月十三日に取りまとめました新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策において、自営業者等も含めた中小企業、小規模事業所に対する資金繰り支援として、各関係機関における経営相談窓口の設置や、日本政策金融公庫等による緊急貸付、保証枠としての五千億円の確保等の措置も講じており、今後とも、政府全体としてしっかりと連携を図りながら必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

○宮本委員 ですから、貸付けのメニュー以外に支援が必要じゃないかと思うんですが、大臣、いかがですか。

○加藤国務大臣 最後に申し上げさせていただいたように、個人事業主の方に対する支援、どういったことがあるのか、これは雇用者とはまた違う部分があるわけですから、その辺も踏まえてしっかりと検討させていただきたいと思います。

○宮本委員 次に、介護についてお伺いしますが、小規模の介護事業所で感染リスクを恐れる等のキヤンセルが結構出ておりまして、事業所の方からも収入減を大変懸念される声を伺っております。こういうところも支援が必要だと思いますが、大臣、いかがですか。

○大島政府参考人 今般の新型コロナウイルスによる介護事業所への影響をできる限り小さくしていくことが必要と考えております。

まず、福祉医療機構の方で、こういった感染症の影響による事業規模が縮小するといった場合における融資につきまして、償還期間それから貸付

利率の優遇措置を行つております。また、これに

加えまして、事業を縮小する、事業主が雇用調整のために労働者を休業させたい場合は、雇用調整金の活用ということになります。

○渡辺政府参考人 御指摘のございました今回の運営費の加算でございますが、考え方だけ申し上げますと、これにつきましては、今、保護者負担

休業している介護事業者、あるいは感染拡大防止の観点から自主的に休業した介護事業者に対しましては、介護報酬算定の特例を設けておりまし

て、具体的には、居宅で生活している利用者の方に対しまして、居宅を訪問して個別サービス計画の内容を踏まえてサービスを提供した場合に、相応の介護報酬の算定ができることとしておりま

す。加えて、現在、介護現場あるいは事業者団体としてさらなる柔軟な取扱いを可能とすることを検討しているところでございます。

○宮本委員 介護事業者は、昨年も倒産件数が物すごく多かったわけですね。とりわけデイサービスなんかはどんどん大変なことになっているわけですから、もし今回の事態でもっと倒産が広がつたら、その後、社会にとっての介護崩壊にもつながつていくわけですよ。ですから、そこはそうな

らないよう、柔軟にいろいろ考えていくといふ話でありますけれども、思い切った支援をやっていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、学童についてもお伺いします。

○宮本委員 保護者立の学童では、夏は、長期休みは人件費を計算で利用料をプラス五千元にしているところなんかもあるわけですね。今回、一日当たり一万二百円の補助を行うという通知が出ましたが、人件費はこれで足りるのか。さらに、光熱水費などを考慮すると足りないという声が上がっています。実際に、これでなければ五万円は赤字になるという話だとか、いろいろな試算を出していらっしゃるわけですよね。では、赤字にならないように保護者の負担をぶやすのか。これはまた本末転倒な話であります。

○大島政府参考人 この一万二百円では足りないという声に対し

て、どう対応されるんですか。

○渡辺政府参考人 今大臣から御答弁申し上げますので、ここにつきましては、必要に応じて追加の措置も検討していきたいと考えております。

○宮本委員 これまで赤字になるところが出ないよう、しっかりと対応していただきたいというふうに思っています。

もう一つ学童保育にかかわって、全国を見ますと、外遊びはもうやらないとか、そういうところも出でたり、あるいは、報道でびっくりしたんですねけれども、ラインで二メートルの線を引いて、そこから出ないようにしてるという、こんなことでやっているという話も聞いて、いやいや驚きました。

私は、専門家の意見も踏まえて外遊びを伸び伸びやれるようにした方がいいと思いますし、あとびやれるようにした方がいいと思いませんし、あとは、児童館併設の学童なんかもあるんですけども、児童館の方が閉館になつていて、児童館のホールが使えない、図書館が使えないということ

で、それこそ日常的な学童の保育が制約されてしまうところも出でているんですね。そういうのは改めなきやいけないと思うんですが、大臣、いかがですか。

○加藤国務大臣 学童だけではありませんで、専門家の話を聞きますと、いわゆる屋外では、我々大人であろうと子供さんであろうと、感染のリスクは決して高くはないということはもう言われているわけであります。そういうことも踏まえます。

○大島政府参考人 そこで、このことによつて来年度の報酬が減つてしまふんじやないか、そうしたら、非該当の子が来た

いと言つても受け付けないというわけにものいかないしと、こういう悩みの話を聞いているわけですね。

十一ヵ月までは該当が五〇%を超えるだろうと思つていた、ところが、今回の事態の中で、十二ヵ月目で非該当が五〇%を超えてしまったという

ことで収入が減つたら大変不合理だと思いますの

で、対応していただきたいと思います。いかがでしょうか。大臣、どうぞ。

○橋本政府参考人 御指摘いただきましたように、平成三十年度の報酬改定におきまして、障害の程度を勘案した報酬単価の設定、こういう観点

また、御指摘のホール、図書館、これもスペースはできれば狭いより広い方がいいわけでありますから、そういうふた活用をしていただきためにも、全体としてオーブンするかは別として、例えば放課後児童クラブには、その部分を貸していただとか、そういう対応もとつていただければどうかと思つてあります。

○宮本委員 そういう中身の徹底を至急していただきたいんですけども、

○渡辺政府参考人 今大臣から御答弁申し上げたようなことは、必要に応じて、例えばQアンドAなどで周知を図つていただきたいと思っております。だから、一方で、議員御指摘のように、今回の小学校の臨時休業という特殊性に鑑みて、いろいろな対応をとつているところでございます。

ただ、一方で、議員御指摘のように、今回の小学校の臨時休業という特殊性に鑑みて、いろいろな対応をとつているところでございます。

○宮本委員 そういうふうに思つております。

から、障害児の状態像をはかる指標というものを設けまして、この指標に該当する子供が五〇%を超えるかどうかということです。報酬区分を設定する仕組みを導入いたしました。

現在の報酬区分の設定につきましては、委員御指摘のとおり、前年度、すなわち四月から三月という実績に基づいて翌年度一年間の区分を決定する、そういう取扱いになつてございます。今般の学校の一斉休業に伴いまして、各事業所の利用実績にどのような影響が生じるかというのは現時点では明らかではありませんが、御指摘ございましたように、ふだんは利用していないような障害の軽いお子さんが臨時的に利用するというふうなケースも考えられますので、そういうことで、指標に該当する障害の重い子供さんの割合が五〇%を下回つて来年度の報酬区分の設定について不利になる事業所が出てきた場合におきましては、事業所の安定的な運営を支援するため、特例としまして、今年度の四月から二月までの実績におきまして来年度の報酬区分を設定することを認める方向で現在検討しております。準備が整い次第、都道府県等に周知をしたいと考えております。

○宮本委員

対応をよろしくお願ひいたします。

それから、マスクの話はきのうの本部会議で大分具体化されたそうですが、マスクと同時に消毒液も足りないという声が上がっています。学童や放課後ティは安全管理のためにいろいろなところを拭いて拭いてということをやつているわけですね。でも、マスクと同時に消毒液についてもしつかり政府、自治体から支援する必要があると思いますが、いかがですか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

消毒液につきましても、マスクと同様に、二月の十二日に厚生労働省から関係業界団体への増産要請を行つて、これを受けて、今、国内主要メーカーはできる限りの増産を取り組んでいたのであります。二月の実績としましては、細かい数字はあれども、昨年の月平均の一・八倍

程度までの生産を確保していただいて、今後も増産体制を継続するというふうに伺つております。

そういう意味では、増産をしたものが必要なところに届くようにというところがこれから課題になります。私は、丁寧に実態を把握させていただきながら、必要に応じて、マスクのような、同様の施策が要るのかどうか検討し、対応させていただきたいと思います。

○宮本委員 手に入らなくて困つているという話を現にあちらこちらから私も聞いていますので、ネットで買おうと思つてもびっくりするような値段だということでありますので、しっかりと対応をお願いしたいというふうに思います。

最後ですけれども、やはり、私は、総理のこの間の判断というのは、専門家の意見も聞かずしては、社会の混乱をもたらしていると思うんですね。そういう点でいえば、私は、加藤大臣の責任は重大だと思うんですよ。

確かに、国会対応だといろいろ忙しくて、加藤大臣のいない間にいろいろなことが決められているのかもわからないですけれども、専門家の皆さんの意見を一番よくかつてているのは厚労省であり、いつも接している加藤厚生労働大臣なわけですから、総理の場当たり的な対応をいさめる責任が加藤大臣にはあるんですよ。ちゃんと専門家の意見を踏まえていろいろな対策をとる、その点で総理にしつかり進言していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○盛山委員長 時間となつておりますので、手短にお願いします。

○加藤国務大臣 これまで、総理も、専門家の御意見も踏まえながら判断をしているということは申し上げておられるところでありますけれども、一つ一つの判断においてどこまで専門家の方に諮るかというのは、ある意味では総理の判断とおおむねあるんだどううと思いますけれども、た

だ、特にこうした感染症ということに対しても、その概要に当たっては、専門的なあるいは科学的な見地で本部のもともに専門家会合というのを設けては、専門家の意見も活用しながら引き続き判断をしていき、決めるべき政策は決めていきたいというふうに思います。

○宮本委員 実際には専門家会議の話も聞かずして、学校の一斉休校だつて決めちゃつて、日本じゅうが振り回されているわけですよ、はつきり言って。ちゃんとそこは、加藤大臣、責任を果たしてください。よろしくお願ひ申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○盛山委員長 次に、内閣提出、労働基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。加藤厚生労働大臣。

○加藤国務大臣 労働基準法の一部を改正する法律案  
(本号末尾に掲載)

基準法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明させていただきます。

賃金請求権の消滅時効については、民法では使用者の給料に係る一年の短期消滅時効期間を定めていることを踏まえ、その特別法である労働基準法において二年の消滅時効期間を定めています。今般、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、使用者の給料等に係る短期消滅時効が廃止され、民法における契約に基づく債権の消滅時効期間が原則五年とされることが等を踏まえ、労働基準法における賃金請求権の消滅時効期間等についても見直しを行うため、この法律案を提出いたします。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、賃金請求権の消滅時効期間を五年に延長するとともに、消滅時効の起算点について、客観的起算点である請求権行使することができるときであることを明確化することとしています。

第二に、賃金請求権の消滅時効期間に合わせて、労働者名簿や賃金台帳等の書類の保存期間及び付加金の請求を行うことと/orして、五年に延長することとしています。

第三に、賃金請求権の消滅時効が権利関係の安定や企業の労務管理の実務に与える影響等を考慮し、当分の間、賃金請求権の消滅時効期間、労働者名簿等の書類の保存期間及び付加金の請求を行うことができる期間について、三年とする経過措置を講ずることとしています。また、労働者間の公平を図る観点から、新たな消滅時効期間については、この法律案の施行期日以後に賃金の支払い日が到来する賃金請求権に適用することとしています。

また、政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしています。

最後に、この法律案の施行期日は、民法の一部を改正する法律の施行の日である令和二年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

御審議の上、速やかに可決していただきたいことをお願いいたします。

○盛山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時八分散会

**労働基準法の一部を改正する法律案**  
**労働基準法の一部を改正する法律**

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一百九条中「雇入」を「雇入れ」に、「三年間」を「五年間」に改める。

第一百四条たゞし書中「二年」を「五年」に改める。

第一百五条中「(退職手当を除く)、災害補償その他の請求権は二年間」を「の請求権はこれを行使することができる時から五年間に」、「退職手当の請求権は五年間」を「災害補償その他の請求権(賃金の請求権を除く)はこれを行使することができる時から二年間」に改める。

第一百四十三条 第百九条の規定の適用については、当分の間、同条中「五年間」とあるのは、「三年間」とする。

第一百四十四条の規定の適用については、当分の間、同条たゞし書中「五年」とあるのは、「三年」とする。

第一百五条の規定の適用については、当分の間、同条中「賃金の請求権はこれを行使することができる時から五年間」とあるのは、「退職手当の請求権はこれを行使することができる時から五年間、この法律の規定による賃金(退職手当を除く)の請求権はこれを行使することができる時から三年間」とする。

## 附 則

## (施行期日)

第一条 この法律は、民法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十四号)の施行の日から施行する。

(附加金の支払及び時効に関する経過措置)  
 第二条 この法律による改正後の労働基準法(以

下この条において「新法」という。)第百四条及び第百四十三条第二項の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に新法第百十四条に規定する違反がある場合における付加金の支払に係る請求について適用し、施行日前にこの法律による改正前の労働基準法第百十四条に規定する違反があつた場合における付加金の支払に係る請求については、なお従前の例による。

2 新法第百十五条及び第百四十三条第三項の規定は、施行日以後に支払期日が到来する労働基準法の規定による賃金(退職手当を除く)以下この項において同じ。)の請求権の時効について適用し、施行日前に支払期日が到来した同法の規定による賃金の請求権の時効については、なお従前の例による。

## (検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 理 由

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、使用者の給料に係る短期消滅時効が廃止されること等を踏まえ、労働者保護の観点から、賃金請求権の消滅時効期間等を延長するとともに、当分の間の経過措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



令和二年三月二十四日印刷

令和二年三月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K